

尚炭鉱諸施策としては左の措置を講ずるものとせられたり。

一、労務対策

三月中旬の労務者数二十八万二千五百八十九人を二十一年度末迄に凡そ三十万人とし、労務者定著の爲め、主食増配は二十一年度も継続し、其他宿舍五万戸を新設す。

二、施設改善

上半期に坑道掘進、風道啓開を図りレール、ワイヤロープ、釘、薄鋼板等運転資材の充足、巻揚機等の修理、並に火薬、坑木等の充足に努めることとす。

火薬の必需量六千七百トン確保は可能にして坑木は必需量七百万石の中五百万石は上半期に確保、二百万石は下半期に追加するものとす。

就業斡旋実施要領の決定

三月中旬厚生省に於ては平和産業の再建と失業救済を期する爲め、既に決定を見る就業対策要綱に基き就業斡旋実施要領を決定せるが、右は(一)失業者の生活状況、能力等の実態を把握する目的を以て、今後定期又は臨時の失業調査を爲すと共に、(二)厚生省内に官制に依る臨時就業対策本部を設置、各省、地方庁、勤労署、事業場等と緊密なる連絡を保持し、以て労務需給計画の策定並に計画的就業斡旋を爲さんとするものなり。

本年一、二月中の労組結成並に爭議統計

厚生省調査に係る本年初来二月末迄の労働組合格成状況並に爭議状況次の如し。

(一)労組結成状況 組合総数一、三三〇、組合員数八七七、〇九四

(イ)産業別内訳 機械器具工業三一四、交通業二六三、鉱業一四八、金属一〇

二、化学工業九一、公務自由業八九、紡績業六二、ガス水道電気五四

(ロ)組合員数内訳 百人以下二〇二、百人以上五百人未満六三六、五百人以上

千人未満二八八、千人以上一九九、調査不明六五

(二)爭議状況 爭議累計三四四件、参加人員三〇六、七五五人

(イ)産業別内訳 機械器具工業一〇四、交通業七二、金属工業三二、鉱業二九、

其の他一一九

(ロ)要求事項別内訳 賃金増額二七六、監督者排斥一〇四、解雇反対一〇、解雇手当七、賃金支給二、労働時間短縮一、其の他三四

昭和二十一年四月——六月

財界概況

四月十日実施せられたる総選挙の結果自由党は第一党となり、進歩、社会の両党が之に次ぐ成績を示したが、何れも過半数を占むるに至らず、此為二十二日総辞職せる幣原内閣の後継は遅々として決せず、紆余曲折を経たる後翌五月二十二日漸く自由進歩両党連繫による吉田内閣の成立を見た。然し乍ら一ヶ月に互り政局混迷を来たせる事實は生産停滞、食糧供出不振を一層深刻化し、京浜地区に於ては四月末より慢性的欠配続出、各種のデモ横行を極め社会秩序の維持も保し難きに至つた。かくて五月二十日聯合軍最高司令部の大衆デモに関する声明、又六月十三日吉田新内閣の食糧非常時突破、社会秩序保持に関する二大声明の発表となつたが、之により無秩序なるデモは止みたるも食糧危機そのものは解消せず、此の状態にして継続せんか、日本経済の崩壊は不可避なりと憂慮せられる。

一方金融界の実情を窺ふに、上述危機を反映して封鎖預金は限度一杯迄引出され、しかも新円預金の吸収は殆んど行はれず、此為四月一日金融非常措置の第一次強化断行せられたるにも不拘、日本銀行券は四月中九十三億円、五月中八十二億円、六月中六十四億円の各増発を示し、六月末には四百二十七億円に達した。

金融状況

新円の偏在傾向顕著なるに鑑み、四月一日金融緊急措置令施行規則改正せられ、農漁業者、物品販売業、接客業、興行運輸業等に対する封鎖預金の支払は停止せられ、インフレ抑制対策は一段と強化せられるに至つた。然し四月中に於ては前

月より繰越された預金引出未済分は勿論、供米代金中自由預金に振替られた分等も一時に引出された為、現金需要は依然減退せず、一方自由預金は官公署、同業者預金以外殆んど増加せざる為、市中銀行手許は依然窮屈裡に推移した。従つて四月九日本行貸出公定歩合の引上げも全く貸出抑制の効果なく本行貸出は漸増したが、月末石炭、鉄鋼関係補償金等政府資金の撤布ありて一部返済され、四月中の貸出増加額は一、四一〇百万円に止まつた。

而して四月中の本行券膨脹高は九、三五一百万円に達したが四月一日に於て三月末現在旧銀行券回収分四、五二三百万円が除去された為、本行券発行高は茲に初めて純新円発行高となり、月末のそれは二八、一七三百万円に止まつた。

五月に入るや四月一日措置令改正の効果漸く現はれ、更に一般勤労階級の引出源泉も枯渴せる為、生活費引出しは減退したが物価高に伴ひ賃金給与は概して五百円迄引上げられ、賃金給与支払額は増高の一途を辿り、更に供米代金、漁業資金支払も加はつた為、五月中の本行券膨脹高は八、一四二百万円に達し、前月と大差なく通貨膨脹抑制策は一段と要請さるゝに至つた。

この間混迷を続け来たつた政局も五月二十日吉田内閣成立より一応安定し、蔵相に異色のある民間経済学者石橋湛山氏の就任を見たが、同氏在野当時の持論に鑑み、預金凍結は緩和せられるものとの期待する向多く、従来三割程度であつた封鎖預金の打歩も一時二割五分程度となつた。然し其の後封鎖預金の早期解除も望み薄となり、却つて三月八日以前の封鎖預金完全凍結説流布さるゝや、日附更新の為の封鎖預金預け換へが盛んに行はれ、又百円札無効説まで飛び百円札交換請求が各地に見られる等通貨不安は愈々濃厚の一途を辿つた。

六月に入るや、生活費引出は減退せる上供米代金の支払も下火となり、一方上蘭蒐荷資金需要も未だ本格化せず、資金需要は漸く減退したが政府資金撤布も月初の国債利払と進駐軍施設費の支出程度に止まつた為市中金融機関の金繰りは窮屈を免れず本行貸出は二、三四八百万円を増加し、又国債、食糧証券の買入額は三、四八〇百万円に達した。

情況右の如く事業会社の賃金給与支払が、通貨膨脹の一因を成し居り、中には保有資産を喰ひ潰すのみにて、生産開始を怠る事業者あり、之がインフレに拍車を掛

けつゝある現状に鑑み、六月二十一日封鎖預金支払に依る事業資金の供給は停止し、爾後事業者に対する事業資金の供給は原則として金融機関よりの融資によることに改正せられた、只六月分に限り賃金給与等件費の支払は封鎖預金引出に依るを認めためたので本改正に因る深刻なる反響は七月末に現はれるものと見られるが不良会社の整理と通貨膨脹抑制は一段と促進せられることが期待されてゐる。

有価証券市況

〔株式〕

前月末低調閑散裡に推移した市場も越月後漸く買気胎動し紡績株を先駆として諸株一勢に反騰に転じ、買入気も紡績株より逐次肥料株、炭礦株、海運株へと循環し商内は頗る活潑化した。

然るに中旬に入るや市況は利喰旁々選挙後の政情に対する見通し難、就中社会党の勢力進展、後継内閣成立難等の政局案じを反映し、再度軟調に転じ、月末一部銘柄の訂正相場を見たる他概ね閑散低迷裡に終始した。

五月に入るも政局は依然昏迷状態を続け、越月後の市況亦一高一低の保合商情を持続したが、上旬末に到り売物一巡旁々封鎖預金凍結の風説は封鎖預金の換株化並に証券の不正売買を通ずる封鎖預金の現金化を盛行せしめ、銀行株等の特殊株を除く民需株、興業株は一斉に反騰に転じた。

爾後買気は吉田内閣成立に伴ふ政局安定、政策好感旁々益々熾烈化し、諸株亦昂騰の一途を辿り、六月二十日遂に今次有価証券買入資金抑制の措置を見るに至つた。

今次措置は取引決済に就て認可申請書に売買約定書と当該会社の確認せる名義書換申込書を添付することに依り金融機関限りの許可に於て封鎖預金に依る売買を認められたものであり、株式売買の実需化を計ることに依り、株式の不正売買を通ずる封鎖預金の現金化を防止せんとするものであるが、受渡決済手続の極度に複雑化する本取引方法を以てしては新規大量取引は全く不可能となりたる為、遂に二十一日以降当分の間市場を休止することとし、専ら同日前の受渡未済株六十九万七千株の整理に終始した。

經濟情勢調査(その二)

(一) 東京株式市況

| 銘柄 | 昭和二〇年八月九日 | 四月一日 | 五月一日 | 六月二〇日 | 四月一日比較高 | 昭和二〇年八月九日比較高 |
|-----|-----------|-------|-------|-------|---------|--------------|
| 銘柄 | 六六・〇 | 四三・八 | 三七・五 | 三六・八 | (-) 七・〇 | (-) 二九・二 |
| 興銀 | 八一・四 | 八三・〇 | 七七・五 | 八四・三 | 一・三 | 二・九 |
| 郵船 | 一一〇・五 | 七四・〇 | 七〇・〇 | 七二・八 | 一・二 | (-) 三七・七 |
| 發送電 | 五一・九 | 四九・二 | 四八・八 | 五一・〇 | 二・〇 | 〇・九 |
| 鐘紡 | 七二・〇 | 六〇・五 | 六一・〇 | 七九・〇 | 八・五 | 七・〇 |
| 富士紡 | 八四・三 | 八六・五 | 八九・〇 | 一〇〇・〇 | 一三・五 | 一五・七 |
| 片倉 | 四一・三 | 四五・六 | 四八・三 | 五八・八 | 一三・二 | 一七・五 |
| 帝織 | 七二・五 | 六三・五 | 六四・〇 | 八〇・〇 | 一六・五 | 七・五 |
| 日電 | 五五・〇 | 四五・一 | 四一・六 | 四一・三 | (-) 三・八 | (-) 一三・七 |
| 日清粉 | 一〇五・五 | 九七・〇 | 八九・五 | 一〇五・八 | 〇・六 | 三・六 |
| 麥酒 | 一〇二・五 | 一〇二・〇 | 一〇五・五 | 一〇四・五 | 二・五 | 二・〇 |
| 日魯 | 五二・〇 | 四〇・〇 | 四四・五 | 六四・五 | 二四・五 | 一二・五 |
| 三越 | 七七・〇 | 九一・五 | 一〇四・〇 | 一二七・〇 | 三五・五 | 五〇・〇 |
| 松竹 | 四八・五 | 六六・五 | 七七・二 | 一〇一・二 | 三三・七 | 五二・七 |
| 王子紙 | 七八・〇 | 六〇・五 | 五九・三 | 六一・八 | 一・三 | (-) 一六・二 |
| 淺野 | 六五・五 | 六一・二 | 六一・五 | 七三・三 | 一二・一 | 七・八 |
| 三菱鈦 | 七八・五 | 六一・五 | 六二・五 | 五九・〇 | (-) 二・五 | (-) 一九・五 |
| 北海炭 | 七三・六 | 六二・〇 | 六七・〇 | 六七・〇 | 五・〇 | 六・六 |
| 日石 | 六〇・四 | 四八・〇 | 四三・五 | 五〇・〇 | 二・〇 | (-) 一〇・四 |
| 日立 | 六六・七 | 四一・〇 | 三八・七 | 三八・五 | (-) 二・五 | (-) 二八・二 |
| 鋼管 | 五六・四 | 三一・〇 | 二七・三 | 三〇・五 | (-) 〇・五 | (-) 三五・九 |
| 新潟鉄 | 七五・三 | 五一・五 | 四六・〇 | 六一・〇 | 九・五 | (-) 一四・五 |
| 精工 | 七三・三 | 三九・五 | 三四・八 | 四四・〇 | 四・五 | (-) 二九・三 |

(二) 東京株式市場売買出来高概算

| 千株 | 四月一日 | 四月三日 | 五月二日 | 五月三日 | 六月一日 | 六月二日 | 六月八日 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|
| 千株 | 四八 | 四八 | 六一 | 一〇二 | 一一〇 | 一五八 | 一三三 |

〔公社債〕

終戦後八ヶ月久しく不振を辿つた起債市場も日本銀行券預入令等の金融非常措置の実施に依り漸く新規ものの発行の目途につき、一般公募物として先に興業債券の発行を見好成績を取めたが、今期に入りて先づ四月に第二回興業債券七千万円、第一一回割引興業債券三千万円を皮切りとし、五月に入りて三件、一億三千五百万円、六月に入りて一件、四千万円と件数にして六件、金額にして二億七千五百万円に上る金融債券の発行を見た。一方事業債に於ても終戦後初の事業債とも称すべき日本發送電債六千万円を初めとして件数として四件、金額にして一億八千五百万円に及ぶ新規事業債の発行を見、起債界も漸く活況を呈し、終戦後の虚脱状態を脱するに至つた。

自四月 至六月 起債銘柄表

| 銘柄 | 発行金額 | 利率 | 期限 | 発行価格 |
|--------------|-------|----------|----|------|
| 割引興業債券 一一一回 | 三〇百万円 | 日歩八厘二毛五糸 | 一年 | 一〇〇円 |
| 興業債券 乙第二回 | 七〇 | 四・三% | 八 | 一〇〇 |
| 割引興業債券 第一一二回 | 二五 | 日歩八厘二毛五糸 | 一 | 一〇〇 |
| 興業債券 乙第三回 | 八〇 | 四・三% | 八 | 一〇〇 |
| 興業債券 乙第四回 | 三〇 | 四・三% | 八 | 一〇〇 |
| 割引興業債券 第一一三回 | 四〇 | 日歩八厘二毛五糸 | 一 | 一〇〇 |
| 日本發送電債 | 六〇 | 四・三% | 一一 | 一〇〇 |
| 東京急行債 | 五〇 | 四・三% | 一〇 | 一〇〇 |
| 近畿日本鉄道債 | 四五 | 四・三% | 一〇 | 一〇〇 |
| 東武鉄道債 | 三〇 | 四・三% | 一〇 | 一〇〇 |

産業概況

今期の生産状況は僅かながら一応の立直りを示してゐる。即ち総ゆる産業の基礎をなす石炭の生産を觀るに、四月一六二万噸、五月一六九万噸、六月一六〇万噸であり、最低生産月たる昨年十一月に比較すれば約三倍の増加である。肥料についても石炭と共に政府の増産施策が集中され例へば硫酸の生産は四月三万一千七百噸、五月四万一千六百噸、六月四万二千五百噸と稍顯著な増加傾向を辿つてゐる。之を本年一月を百とする総生産指数について見れば四月二九九・八、五月三九八・〇と増勢を示してゐるのである。

然し乍ら之を以て直ちに樂觀する事は出来ない、例へば鉄鋼部門に於ては配炭皆無に近き為多くはパンキングにて辛じて露命を繋ぐに止りその生産は極めて微々たるものである。即ち銑鉄の五月分生産量は一万四千噸(四月比四千噸増)普通鋼々材二万二千噸(四月比三千噸減)にして戦前に比較すれば一割にも允たない状態である。亦曹達部門については工業塩の需給逼迫からその生産は停滞し例へば苛性ソーダ生産は五月二千噸にして前月に比し二九噸減となつてゐる。此の事は曹達に依存する事多き纖維工業、石鹼、調味料等生必需品工業に警鐘を發するものとして注目しなければならぬ。如斯重要物資につき生産不振が見られ従つて単に総生産指数の増加を以て樂觀するを許さないのであるが、更に一般的に見て今期の生産実績は之を戦前に比すれば約二割程度に過ぎない事、計画量に対する実績が挙つてゐない事、或は終戦時に比し消費財は六倍に達して居ながら生産財は二倍に過ぎないといふ事実を鑑みるならば産業崩壞の危険は依然深刻なものと觀察される。

翻つて食糧の需給状況を觀るに四月に始つた主食の遅欠配は、五、六月と順に深酷度を加へ且全国的に互り、東京地区の欠配は平均三週間を超へるに至つた。此の事が労働の生産意欲並価格配給機構に著しき悪影響を与へたのみならず社会的不安を醸成した事蔽ひ難い所である。たゞ聯合軍による食糧放出或はデモ抑圧等の措置により辛じて最終的破綻を喰止めてゐる現状である。

尚、インフレーション問題、賠償補償問題、労資問題、第二会社問題等産業再

国内經濟調査(上) 昭和二十一年四月—六月

建の基底をなす諸問題は多くの論議にも拘らず何等の解決を見るに至らず、物價の趨勢も例へば終戦直後を基準とする關價格指数は四月一六二、五月一七三、六月一八一と騰勢衰へず而も價格間の跛行は愈々變態的となり健全なる生産計画を妨害してゐる。

要 録

四 月

国債発行

四月中の発行国債は左の如くである。

一、三分半利国庫債券(第十一回)

発行額 一億円(但通信事業公債)

発行價格 額面百円に付九十八円

償還期限 昭和三十八年九月一日

利率 年三分五厘

利 廻 単利三分六厘八毛
複利三分六厘五毛

利子支払期 年二回(三月一日、九月一日)

初期利子 額面百円に付壹円四拾錢(昭和二十一年九月一日渡)

発行日 昭和二十一年四月九日

発行方法 預金部引受

二、三分半利国庫債券(第十一回)

発行額 二十七億五千七百七十八万円

(但歳入補填公債二十七億円、鉄道事業公債五千七百七十八万円)

発行價格 額面百円に付九十八円

償還期限 昭和三十八年九月一日

利率 年三分五厘

利 廻 単利三分六厘八毛
複利三分六厘五毛

利子支払期 年二回(三月一日、九月一日)

初期利子 額面百円に付一円二十二銭(昭和二十一年九月一日渡)

発行日 昭和二十一年四月二十七日

発行方法 預金部引受

貿易資金特別会計法案

商工省では三月末設定した貿易資金設置に関する法律に基く特別会計では輸出入物資の決済に不十分なので貿易庁が日本の対外貿易を取扱ふ専管機関となつたのを機に特別議会に貿易資金特別会計に関する新法律を提出することになつた。而して新特別会計に基く貿易資金は左の如く運用する方針である。

- 一、為替会計の五千万円を繰入れると共に輸出入物資の代金操作のため大蔵省預金部より十億円程度を借入れこれに充てる。
- 二、貿易資金会計の実務は原則として日銀に行はせるが、必要な場合は正金を利用する。
- 三、輸入物資は国内統制価格に代行機関の手数料を加へたものを以て代行機関を通じて消費統制機関に引渡す。
- 四、輸出物資は国内価格に貿易庁の代行たる取扱機関の手数料を含んだ価格を以て買入れマ司令部へ引渡す。
- 五、輸出産業に対する融資は行はない、貿易庁の発注を見返りに金融機関の融資を期待するが資金的に困難な輸出産業には貿易庁が斡旋する。

財産申告一週間延期

臨時財産調査令による財産申告は特殊のものを除き二日までとなつてゐるが、各種の事情で申告手続の出来ないものもあるので大蔵省では預貯金、株式、公社債、生命保険、信託、手形、小切手、郵便為替等の申告期限を九日まで一週間延長すると共にその他所要の改正を行ふこととなり、臨時財産調査令施行規則の改正等を三十一日公布施行した。

日銀金利引上げ

日本銀行では金融緊急措置令を中心とするインフレ防止施策に呼応して通貨の不当なる増加を抑制する見地から金融機関に対する貸出について引締方針を採る

ことになり同行基準割引歩合及び貸付利子歩合を左の通り改訂し九日実施した。日銀基準割引歩合及び貸付利子歩合は左の通り。(括弧内現行歩合)

- 一、商業手形若は商業手形に準ずる手形の割引歩合日歩九厘(日歩九厘)
 - 二、国債を担保とする貸付利子歩合日歩一銭以上(日歩九厘以上)
 - 三、国債以外のものを担保とする貸付利子歩合日歩一銭一厘以上(日歩一銭以上)
 - 四、当座貸越利子歩合日歩一銭一厘以上(日歩一銭一厘)
- 生糸生産融資額**

日本蚕糸業会では二十一年度の生糸生産目標十八万俵の完遂を図るため製糸設備の拡充に関し、かねて農林省と協議中のところ、今回大蔵省の斡旋で金融機関から二億円程度の借入れをなし、設備費として蚕糸業会の責任で一釜当り平均八割を貸付け残余二割は復元工場で負担することに決定、貸付金の返済は五ヶ年間に生糸買上代金から回収することになつてゐる。

製糸設備の拡充と昨年末の百六十工場を本年末迄に二百七十四工場(百十四工場増設)とするものでこれには二万二千釜を必要とし、一釜当り一万円の設備費をみると二億二千万円程度の資金が必要となつてゐる。

日銀券預入令による農業会預金増加

農林中央金庫では金融緊急措置令施行前後における系統農業会の預金状況につき調査してゐたがこのほど二、三県を除いてブロック別の状況が纏つた。それによると金融緊急措置令実施の前日たる二月十六日現在全国の市町村農業会の預金残高は百三十四億三千七百万円であつたが旧円預入期限たる三月七日現在では二百六十七億二千七百万円と一躍二倍となり、かかる市町村農業会の預金増嵩は上級団体たる都道府県農業会の預金をも当然増大せしめた。

二月十三日現在都道府県農業会預金残高は百七十九億八千万円、これが三月七日現在では百九十八億七千万円と十八億九千万円増加してゐる。次に各ブロック別の市町村農業会の預金増加率をみると最も増加率の高い地区は関東の四割九分、東北の四割五分、近畿三割七分の順となつて居り、九州の増加率が最低位であるがそれでも二割六分の増加を示してゐる。

信託の支払制限免除

大蔵省では本邦内の信託会社が昨年九月二十三日以前に外国居住者と結んだ契約により信託の元本又は収益金の支払をする場合、信託の受益者が内地に居住してゐる場合のみにつき制限を免除することとなり十九日告示した。なほ受益者が外国に居住する場合は代理人を立てても支払は許可しない。

融資制限を拡大

政府はさきに不当な信用の膨脹を阻止し、新円経済の円滑な運行を図つて金融緊急措置の実効を期するため金融機関は三月二十日現在の資金融通総額を超えて融資することが出来ないこととしたが、その後の状況に鑑み証券引受会社及びビルブローカーに対しても融資総額を制限すると共にその他所要の改正を行ふこととなり、昭和二十一年三月大蔵省告示第百二十九号の全文改正を十一日公布施行した。

生活用品買付資金一部現金化

商工省では生活必需品の生産が業者の手持資金逼迫から漸次低下してゐる現状に鑑み、大蔵省と折衝の結果、統制機関が業者へ支払ふ製品の買付け資金を一部現金化することに決定、九日「生活用品の買付資金に関する金融緊急措置令の取扱の件」として発表した。このため金融機関が払出す現金は四―六月で総額一億五千三百四十七万円に上りこれをそれぞれ各統制機関別に割当てた。

封鎖支払票制を採用

封鎖支払の円滑化と小切手用紙不足に対処して全国銀行協会から提案された封鎖支払票制度を採用することとし、十日より施行した。

この封鎖支払票は甲と乙の二種にわかれ「甲」は事業者(指定業を除く)の給与支払の際に事業者が給与支払伝票を金融機関に提出すると金融機関はこの総額のうちから一人五百円までの現金で支給されるものをのぞいた分すなはち封鎖小切手で支給する分を「封鎖支払票」で支払ふので事業者は受給者に対していままです封鎖小切手で支給してゐた分を支払票で渡すことになる。

支払票は小切手と同じ価値があるのでこれを郵便局や銀行へ持つて行くと封鎖小切手と同じに預金できる。「乙」の支払票は一般の預金等に対して銀行が振出小

切手の代用として支払ふもので振出小切手と同じ価値をもつ。

大蔵省金融相談所開設

大蔵省では金融緊急措置に伴ふ封鎖預金関係、個人並に事業者の金融に関する許可、申請手続等措置全般についての一般の質疑に応ずるため四日勸銀五階大蔵省監査官室に金融相談所を設けることになり同所々長に銀行局監査課長古木隆蔵氏を任命した。

なほ税務関係は取扱はないのでこれは従来通り主税局に問合せるやう希望してゐる。

全国金融団体協議会新設

金融統制団体令に基く全国金融統制会が昨秋廃止されて以来業者間に金融団体相互間の連絡機関の設置を攻究中であつたが、今回

日本銀行、全国銀行協会聯合会、信託協会、生命保険協会、日本損害保険協会、組合金融協会、全国無尽協会、全国市街地信用組合協会、証券引受会社協会

等各団体及び其他の金融機関で全国金融団体協議会を設けることになり、二日日銀で初会合を行つた。世話役として全国銀行協会聯合会が当り今後の金融問題に關し意見を發表するが、従来の金融懇談会は今後も解消しない。

金融統制会解散認可

渉外局発表に總司令部は十八日全国金融統制会の解散を認可した。同統制会は一九四二年六月設立され、日本銀行管轄下に、加盟銀行、金融団体、保険会社、産業組合をもつて構成されてゐたもので三月一日現在の資産状況は資産百万千八百十三円、負債七万六千六百五十七円となつてゐる。

指定銀行制撤廃

總司令部は八日の指令で日本政府が一部金融機関を指定して特殊産業金融に當らせる制度を廃止し、且つ強制貸付制を停止することを命じた。

一、日本政府は金融機関の種類により、貸付及び投資について各種の標準を設けてもいいが、如何なる機関に対しても特定の貸付又は投資をなすための貯蓄吸収を強制してはならない。

二、強制貸付の撤廃は資金融通を停止するものではなく、貸付毎に損失その他に

対する自主的考慮を加へ、政府による一律の損失保障公約を基礎としないことを意味する。

尚総司令部は政府宛覚書で次の通り指摘してゐる。

完全雇傭及び最大限の生産を実現するに足る強力な商工業機構を確立するためには政府が資金の貸借双方に対し、その自主性を干渉しないことが必要である。自由且つ、独立の銀行制度を樹立し、地方の各種資金需要に応ぜしめ、健全な貸付及び投資政策を堅持することは、民需生産の再開と日本經濟民主化につて重要な処置である。

敗戦の苦痛はあらゆる部門が嘗めてゐる処で独り金融機関のみがこれを免れる理由は当らない。

地方金融委員会設置

政府は金融緊急措置令の適正円滑な運用を図り併せて臨時資金調整法、会社経理統制令その他金融関係諸施策の運用を期するため今般地方に「金融措置委員会」を設置することとなつた。

同委員会は財務局長の諮問機関であるが、官制上のものでなく事実上の機関で現在金融緊急措置令等の運用に関し地方では銀行、農業会、郵便局等の間に統一を欠いてゐるので此点を是正すると共に金融関係諸施策の運用に十分民意を反映させようとするのが眼目で地域別委員会、都道府県別委員会の二本建である。これにより現在の「地方財政協議会」は解消し同委員会がその業務を継承する。

日銀支店長会議

日銀では二十一日から四日間全国二十六支店長を集め終戦後二回目の支店長会議を開催した。

銀行決算延期解除

終戦後延期されてゐた銀行決算はこの程延期解除となり安田、帝國、三菱、住友、三和の五大銀行では三十日それと株主總會を開き二十年度上期及び下期各決算案を附議決定するが、大蔵省では今回の銀行決算の復活については慎重審議した結果、銀行の利益金処分については従来の如き高率配当は許されずとし、その大半を資産銷却に充当するやう指令したので五大銀行は戦時中の八分配当より

一挙無配にするものと見られる。

保険業法改正答申案成る

金融制度調査委員会第四部会(保険)では十九名の保険業法改正専門委員を挙げ業法改正に関する具体案を作成中であつたが、数回の会合を経て此程成案を得た。

答申案の骨子は左の通り、

- 一、株式会社では株主配当を制限すること
- 二、株式会社の持株、相互会社の議決権を夫々一定の割合に制限すること
- 三、株式会社の相互会社化に関する規定を設け、これを簡便にすること
- 四、業務運営の恒久機関として諮問委員会を新設すること
- 五、財産利用方法、範圍を經濟情勢に適合するやうに財産利用方法を廃止すること。

外国為替売却代金払戻許可条件告示

大蔵省では外国向送金為替の売却代金に関し左の条件を備へてゐる場合には払戻しを許可することとし二十日の官報に告示した。(大蔵省告示第三百一號)

- 一、外国為替銀行がその売却した外国向送金為替の払戻しを為す時、但し左の条件を備へる場合に限る。
 - ① 当該送金為替が支払を受けるため海外に送付されなかつたこと
 - ② 当該送金為替を海外に送付しても支払を受けないで本邦に返送してゐること
 - ③ 当該送金為替が海外に到着せず又は海外に到着してもその支払を受けなかつたこと、且つ右の何れの場合にも受取人の死亡、帰国その他正当な理由によつて将来も当該送金為替の支払をしないことを支払銀行の代表者が確認したこと
 - ④ 当該送金為替の金額を本邦通貨で表示してゐること
- 二、外国為替銀行が本邦で買入れた輸出為替の買入代金の払戻しを受けるとき、但し左の条件を備へる場合に限る。
 - ① 当該輸出為替が海外で支払はれずに本邦に返送されてゐること
 - ② 当該輸出為替が海外に到着せず又は海外に到着しても支払を受けなかつたこと、且つ右の何れの場合にも附属貨物の不到着その他正当な理由によつて将来も当該輸出為替の支払を受けないことを銀行の海外に在る代表者が確認した

こと

③ 当該輸出為替の金額を本邦通貨で表示してゐること

物価監視委員会制度実施

物価統制の一役を担ふ物価監視委員令は既に四月五日物価統制令中の関係条文と共に施行されたが、大蔵省では監視委員制度を今月下旬には実施に移すやう十七日地方長官に通牒した。

価格等取締規則公布

政府はインフレ防止対策の一環としてさきに物価統制令を施行各種の物品に関し新たに、④の統制価格を決定したが、今後無数に出現するものと思はれる統制外物品の価格取締りのため十五日価格等取締規則を公布施行した。同規則の趣旨は統制価格外物品の価格を届出制とし各種製品の価格に一定の制限を設けて不当な高価格粗悪品及び不要不急品の販売を抑制することにあるが要旨左の通り。

一、統制価格外の物品に関し、① 飲食料品② 家庭燃料③ 衣料品④ 食器類⑤ 厨房用品⑥ 化粧品⑦ 装身具その他の身廻り品⑧ 金物荒物その他家庭用雜貨類⑨ 玩具⑩ 文房具等生活必需物資十種を指定この種類に該当する物品の製造業者はその販売価格を予め地方長官に届出ねばならぬこととし、届出た場合の価格は届出価格、届出料金又は丸届と表示しなければならない。

二、地方長官は右の指定種類以外の物品の製造販売に関し必要な場合は届出を命ずることが出来、従つて地方長官が持つ製造業者、販売業者、修理業者及びその構成する組合に対する取締権限は広汎となつた。

三、右の届出に当つては大蔵大臣又は地方長官の指定により、例へば日用品につ

第一四半期重要物資需給計画

商工省発表の昭和二十一年度第一四半期(四、六月)の物資需給計画は左の通り。

一、石炭(地域別)供給と産業別配当計画

(1) 供給量

| | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|------------|---------|
| 生 産 | 北海道 | 東 部 | 西 部 | 九 州 | 計 |
| | 一、四〇〇・〇 | 五、六〇〇・〇 | 三、七〇〇・〇 | 一、一七、七〇〇・〇 | 五、一〇〇・〇 |

(単位 千噸)

いては国民生活用品価格査定委員会を経由して届出をさせる如く經由機関を指定してこれに届出価格の審査をさせる場合もある。

四、露店業者については別に取締規定を制定地方長官が価格の取締上制限或は禁止が出来ることとした。

商工省価格委員会新設

商工省では同省の指定した物資の価格が一般に高価過ぎるとの陳情が多いので、今回新たに価格の最終審議機関として価格決定委員会を設置することとなり、今後の価格改訂は総て同委員会の検討を経て大蔵省に廻付する、委員長及び委員左の通り。

委員長 商工次官
委員 商務局総務課長、同局財務課長、官房監察課長

政府債務保証を禁止

マツカーサー司令部は日本政府に対し覚書を送り債務に対する政府保証及び政府機関の借入に対する政府保証中止を命じた。

覚書の内容左の通り。

一、地方債及びマツカーサー司令部の指定せるものを除き債務に対する日本政府の保証を禁止する。

一、現存の政府保証は保証期間の終了と共に無効となる。

一、政府の財政的援助は今後保証によらず直接補助金の交付をもつてする。

一、すべての政府保証債の種類及び額を三十日以内にマツカーサー司令部に報告する。

経済情勢調査(その一)

| 貯炭 払出 | (一) | | (二) | | (三) | | (四) | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|
| | 計 | 地区間移動 | 差引供給力 | 配当量 | 山元消費 | 進駐軍 | 運輸 | 電力 |
| 貯炭 払出 | 一、二〇〇・〇 | 一、五二〇・〇 | 五六〇・〇 | 一、一〇〇・六 | 六〇〇・〇 | 二〇〇・〇 | 二、九七〇・〇 | 三八〇・〇 |
| 計 | 一、二〇〇・〇 | 一、五二〇・〇 | 五六〇・〇 | 一、一〇〇・六 | 六〇〇・〇 | 二〇〇・〇 | 二、九七〇・〇 | 三八〇・〇 |
| 地区間移動 | 五七六・〇 | 九四四・〇 | 一、一〇〇・六 | 一、六六〇・六 | 八五一・〇 | 一、二八一・〇 | 一、三七五・六九 | 五、四八〇・〇 |
| 差引供給力 | 九四四・〇 | 九四四・〇 | 一、六六〇・六 | 一、六六〇・六 | 一、二八一・〇 | 一、二八一・〇 | 一、五九四・四 | 五、四八〇・〇 |
| 配当量 | 九四四・〇 | 九四四・〇 | 一、五三七・六 | 一、五三七・六 | 一、二八一・〇 | 一、二八一・〇 | 一、五九四・四 | 五、三五七・〇 |
| (2)配炭量 | | | | | | | | |
| 山元消費 | 二六五・五 | 二六五・五 | 二四〇・〇 | 二四〇・〇 | 一五〇・〇 | 二七八・四 | 二七八・四 | 五八二・九 |
| 進駐軍 | 一六・一 | 一六・一 | 二三〇・〇 | 二三〇・〇 | 一三・六 | 一三・六 | 一三・三 | 六六・〇 |
| 運輸 | 二七九・〇 | 二七九・〇 | 九一二・九 | 九一二・九 | 五五六・五 | 二六四・〇 | 二六四・〇 | 二六四・〇 |
| 電力 | 三〇・〇 | 三〇・〇 | 〇・九 | 〇・九 | 九七・〇 | 四四・〇 | 四四・〇 | 四四・〇 |
| ガス | 八五・八 | 八五・八 | 一〇九・〇 | 一〇九・〇 | 九七・〇 | 八四・〇 | 八四・〇 | 二九三・〇 |
| 鉄鋼 | 一・五 | 一・五 | 七・九 | 七・九 | 七・一 | 一・五 | 一・五 | 一八・〇 |
| 鋳山精錬 | 〇・六 | 〇・六 | 一〇・五 | 一〇・五 | 一一・九 | 一・五 | 一・五 | 二四・五 |
| 金属工業 | 三〇・〇 | 三〇・〇 | 三〇・三 | 三〇・三 | 二二・六 | 六・九 | 六・九 | 六三・八 |
| 造船機械 | 一二・六 | 一二・六 | 六八・一 | 六八・一 | 四四・七 | 四二・九 | 四二・九 | 一六八・三 |
| 窯業 | 一六・八 | 一六・八 | 七〇・一 | 七〇・一 | 一九二・〇 | 六九・八 | 六九・八 | 三四八・七 |
| 肥料工業 | 二・七 | 二・七 | 三九・二 | 三九・二 | 四六・五 | 九〇・六 | 九〇・六 | 一七九・〇 |
| 化学工業 | 二五・五 | 二五・五 | 五・八 | 五・八 | 一・五 | 三三・八 | 三三・八 | 六六・六 |
| 液体燃料 | 五二・一 | 五二・一 | 六〇・二 | 六〇・二 | 三〇・四 | 二二・一 | 二二・一 | 一六四・八 |
| 繊維工業 | 一三・二 | 一三・二 | 〇・六 | 〇・六 | 一一八・〇 | 一五・〇 | 一五・〇 | 一三三・六 |
| 塩(含工業塩) | 三〇・〇 | 三〇・〇 | 三八・九 | 三八・九 | 一三・五 | 八・八 | 八・八 | 七六・二 |
| 食品工業 | 三・〇 | 三・〇 | 一五・九 | 一五・九 | 一五・六 | 五・五 | 五・五 | 四〇・〇 |
| 官公衙 | 一・〇 | 一・〇 | 四七・八 | 四七・八 | 四五・一 | 一〇・三 | 一〇・三 | 一〇三・二 |
| 煉炭豆炭 | 二〇〇・〇 | 二〇〇・〇 | 一八〇・〇 | 一八〇・〇 | 六〇・〇 | 五〇・〇 | 五〇・〇 | 一七〇・〇 |
| 暖房其ノ他 | 四三・五 | 四三・五 | 一・五三七・六 | 一・五三七・六 | 一、二八一・〇 | 一、五九四・四 | 一、五九四・四 | 一〇〇・五 |
| 地方調整用 | 九四三・九 | 九四三・九 | 一、五三七・六 | 一、五三七・六 | 一、二八一・〇 | 一、五九四・四 | 一、五九四・四 | 五、三五六・九 |
| 計 | 九四三・九 | 九四三・九 | 一、五三七・六 | 一、五三七・六 | 一、二八一・〇 | 一、五九四・四 | 一、五九四・四 | 五、三五六・九 |

二、物資別供給計画

(1) 製鉄 単位

| 品名 | 単位 | 総額 | 生産 | 在庫 |
|-------|-----|--------|--------|--------|
| 普通鋼々材 | (噸) | 九五、〇〇〇 | 五四、〇〇〇 | 四一、〇〇〇 |
| 同二次製品 | (シ) | 一六、九五〇 | 一五、九〇〇 | 一、〇五〇 |
| 普通銑 | (シ) | 七五、七〇〇 | 四六、〇〇〇 | 二九、七〇〇 |
| 同二次製品 | (シ) | 四、四〇〇 | 四、〇五〇 | 三五〇 |

(2) 非鉄

| | | | | |
|------|-----|--------|-------|--------|
| 電気銅 | (噸) | 六、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 故銅 | (シ) | 六、〇〇〇 | — | 六、〇〇〇 |
| 鉛 | (シ) | 七、〇〇〇 | 六〇〇 | 六、四〇〇 |
| 電気亜鉛 | (シ) | 四、五〇〇 | 一、三〇〇 | 三、二〇〇 |
| 錫 | (シ) | 七〇〇 | — | 七〇〇 |
| 水銀 | (匁) | 七五、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 六八、〇〇〇 |

(3) 織維

| | | | | |
|----|--------|--------|--------|---|
| 綿 | 糸(千封度) | 七、四〇〇 | 三五、〇〇〇 | — |
| 梳毛 | (シ) | 三、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | — |
| 紡毛 | (シ) | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | — |
| スフ | (シ) | 三、一四〇 | 三、一四〇 | — |
| 人絹 | (シ) | 三、八〇〇 | 三、八〇〇 | — |
| 亜麻 | (シ) | 三、一五〇 | 三、一五〇 | — |
| 計 | (シ) | 三〇、四九〇 | 五八、〇九〇 | — |

三、重要資材配当計画

| 品名 | 単位 | 普通鋼々材 | 鋳物銑 | 銅(故銅及) |
|----|----|--------|-------|--------|
| 陸運 | 噸 | 一五、〇〇〇 | 四、五〇〇 | 七〇〇 |
| 鉄道 | 噸 | — | — | — |
| 小運 | 噸 | 三、五〇〇 | 〇、八〇〇 | 一〇〇 |
| 海運 | 噸 | 七、〇〇〇 | 三、五〇〇 | 九〇〇 |

| | | | | |
|-----------|-----|--------|--------|--------|
| 人絹用パルプ | (噸) | 六、五〇〇 | 四、五〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 製紙用パルプ | (シ) | 五四、〇〇〇 | 三四、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 |
| 一般用紙(千封度) | (シ) | 三六、七〇〇 | 三六、七〇〇 | — |
| クラフト紙 | (シ) | 二、三〇〇 | 二、三〇〇 | — |
| 新聞紙 | (シ) | 四六、五〇〇 | 四六、五〇〇 | — |

(4) 化学製品

| | | | | |
|-------|-----|---------|---------|-------|
| セメント | (噸) | 二二〇、〇〇〇 | 二二〇、〇〇〇 | — |
| カーバイド | (シ) | 三、二八〇 | 三、二八〇 | — |
| 板ガラス | (箱) | 二〇〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | — |
| 脂肪酸 | (匁) | 二、四七五 | 二、四七五 | — |
| アルコール | (軒) | 七、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 三、〇〇〇 |
| 硫酸 | (噸) | 一三五、〇〇〇 | 一三五、〇〇〇 | — |
| アンモニア | (噸) | 六〇、〇〇〇 | 六〇、〇〇〇 | — |

(5) 皮革ゴム

| | | | | |
|-------|-----|-------|-------|-------|
| 皮革 | (シ) | 二、七五〇 | 二、七五〇 | — |
| タンニン材 | (シ) | 一、八〇〇 | 二〇〇 | 一、六〇〇 |
| 生ゴム | (シ) | 五、〇〇〇 | — | 五、〇〇〇 |
| 再生ゴム | (シ) | 一、五〇〇 | — | 一、五〇〇 |

[註] 故銅、鉛は回収を含む

| 品名 | 単位 | 鉛 | 織維 | セメント | カーバイド | 板ガラス |
|----|----|-----|-----|------|-------|------|
| 陸運 | 噸 | 六五〇 | — | — | — | — |
| 鉄道 | 噸 | — | — | — | — | — |
| 小運 | 噸 | 一九〇 | 七〇〇 | 六 | — | — |
| 海運 | 噸 | 三七〇 | 五〇〇 | 一 | — | — |

| | | | | | | | | |
|-------------------|--------|-------|-------|-------|--------|------|-------|-------|
| 通 信 | 一、五三〇 | 〇・三〇 | 二〇〇 | 一、〇〇〇 | 二五〇 | 二 | 一 | 一・五 |
| 食 糧 | 三、〇〇〇 | 一・五〇 | 一五〇 | 一八〇 | 一、七四〇 | 六 | 五〇 | 一 |
| 土 木、 建 築 | 二、〇〇〇 | 〇・四〇 | 一五〇 | 六〇〇 | 四三〇 | 一二 | 五〇 | 一〇・〇 |
| 民 生 | | | | | | | | |
| 産 業 | 三、一五〇 | 七・三 | 一、三三〇 | 一、七〇〇 | 五五〇 | 三三 | 一、五〇〇 | 六〇・〇 |
| 特 定 機 械 | 四、〇〇〇 | 二・五 | 一、四〇〇 | 一、〇〇〇 | | | | |
| 医 薬 品 | 三〇〇 | 〇・〇五 | 三〇 | 二〇 | | | | |
| 生 活 用 品 | 八〇〇 | 一・〇 | 一〇〇 | 四〇 | 一七、三一〇 | | | |
| 輸 出 原 材 料 及 輸 出 品 | 三、〇〇〇 | 一・〇 | 二〇〇 | 一〇〇 | 四、四四〇 | | | |
| 其 ノ 他 | 八五〇 | 〇・一五 | 一二〇 | 二五〇 | | 二 | 三、〇〇〇 | 四六・五 |
| 中 央 保 留 | 二、三三〇 | 一・七〇 | 六〇〇 | 四〇〇 | 四、六一〇 | 一五三 | 三〇〇 | 五五・〇 |
| 地 方 保 留 | 三、〇〇〇 | 一・〇〇 | 五〇〇 | 一 | | 一五 | 三五〇 | 二〇・〇 |
| 製 品 向 | 一七、二〇〇 | 四・三〇 | 一 | 五〇〇 | | | | |
| 計 | 九五、〇〇〇 | 三三・〇〇 | 六、五〇〇 | 七、〇〇〇 | 三〇、五三〇 | 一二三〇 | 三、二八〇 | 二〇〇・〇 |

硫化鉍需給三ヶ年計画

鉍山局では増大の一途を辿る硫化鉍の所要量を確保するためかねて硫化鉍山協議会、硫安組合、硫硝酸統制、過燐酸組合等諸団体と需給事情その他に就き協議してゐたが、今回「硫化鉍需給三ヶ年計画」を樹て年度別、鉍山別生産数量を決定した。年度別及主要鉍山別の第一年度生産計画量は次の通り。(単位千噸)

一、年 度 別

二十一年度一、〇〇〇、二十二年度一、四〇〇、二十三年度一、八〇〇(二十四年度以降は二、〇〇〇)

二、鉍 山 別

| | | | | | |
|-----|-----|-----|----|-----|----|
| 柵 原 | 四一〇 | 宝 | 五二 | 花 岡 | 三〇 |
| 白 滝 | 二四 | 飯 盛 | 二四 | 諏 訪 | 二四 |
| 松 尾 | 三三〇 | 別 子 | 三六 | 上 北 | 二四 |

燐鉍石二十万噸輸送計画

聯合軍總司令部当局は食糧状態の悪化防止の見地から肥料問題に深甚の注意を

払つてゐる。特に肥料の増産と農民に対する配給の迅速化、價格の公正化の方法に就ては總司令部々員より成る肥料諮問委員会で研究中であり、最近の同委員会の会議には小笠原商相、副島農相その他日本官吏も出席した。總司令部天然資源部では約二十万噸の良質燐鉍石の所在を確知してゐるが問題はこれを日本に輸送すべき配船で、これに対する措置は總司令部の専門技術家が計画中である。

第一四半期鉄鋼生産配当計画

鉄鋼協議会では今回二十一年度第一四半期の生産並に配当計画案を決定したが、それによると、生産計画は「銑鉄」輪西九千噸、八幡三万一千五百五十噸「普通鋼々材」総計六万七千四百噸でこれに対し配当計画は右の生産計画による第一四半期配当向の生産数量に加へて普通鋼材は協議会在庫二万二千噸特殊物件一万五千八百噸を含め総計九万五千噸で銑鉄は在庫を含めて三万二千噸である。

マ司令部提出日本輸出計画案

三月十八日のUP電は米政府はマ司令部の提出した本年度の日本輸出計画試案を承認したと報じ、その内容を左の通り掲げてゐる。

| | 上半期 | 下半期 |
|---------------|-----|-------|
| 生糸(千俵) | 八〇 | 五〇 |
| 絹織物(百万平方碼) | 四〇 | 三八 |
| 絹人絹交織物(百万平方碼) | 一〇 | 五五 |
| 綿織物(百万平方碼) | ナシ | 八八・五五 |
| 靴下(千打) | 九四 | 一、〇〇〇 |
| 生ゴム(千噸) | 一〇 | ナシ |
| 石炭(千噸) | 五二八 | 二五 |

其他毛皮(主に兔皮)、ラヂオ、真空管、電熱器、扇風機、蓄音機、自転車、電気冷蔵庫、其他工業製品、養殖真珠等

三月生糸生産実績

農林省調査に依る三月の生糸生産実績は計画通り進捗せず五、七六九俵で二月の四、三八六俵に比し一、三八三俵を増加、漸次上昇してゐるが、三月の生産計画六、一七三俵から見れば実績九割三分で未だ月別計画生産完遂の域に達してゐない。

前月に比し生産が増加した原因は三月に入り復元が本格化した為である、なほ三月末現在運転工場は一六五、運転台数は二六、九八〇台。

タール製品生産計画

炭油統制会社ではタール製品の第一四半期の生産量について商工省及び業者間と協議中であつたが、この程次の如き生産計画を策定した、尚同期間中に使用する装入炭六十一万三千六百噸は石炭庁の配炭計画に基く数量(五、六月は推定)である。(単位噸)

- ◇ベンゾール系 純ベンゾール五一五マ純トルオール九一マモーターベンゾール六二マソレベントナフター二マキシロール九マ純ピリジン一、一一五マピリジン一八、〇八二マピリジン二号一四、四三二マピリジン三号一七、四一五
- ◇コールタール系 コールタール五九七マコールタール一号及び二号四、九六四
- マピッチ一四、八三八マクレオソート油三七六マフェール三四六マ粗製ナフタリン四四七マ精製ナフタリン二六七マ粗製アントラセン一七四マ精製アントラ

国内経済調査(上) 昭和二十一年四月—六月

セン一一四マ精製カルバゾール一
化学肥料生産計画練直し

化学肥料の最近の生産状況は炭質の低下と機器の故障のため計画の大割内外に止まり公約した三十五噸目標が達成出来るか否か疑問視されてゐる。更に第一四半期の鉄鋼の配置が四万噸から七千噸に削減され一層この懸念が増加したので、商工省ではこの対策を協議するため十七日から三日間全国化学肥料協力官会議を開き、三月の計画と実績の喰違ひを検討すると共に生産振興策として物資需給計画中に化学肥料の生産に必要な資材を特掲、又配当切符に「丸肥」制を設けて優先的に現物化して目標の達成を図ることになつた。

決定対策次の通り。

- ① 東北関東に北海道炭を増配すること、② 補修第一主義で臨むこと、③ 変圧器の整備を急ぐこと、④ 硫化礦の粉礦施設を強化すること、⑤ セメントの地方処理分を肥料工場に優先的に廻すこと、又各地区毎に融通引取りの措置を講ずること。

石油生産五ヶ年計画

石油の生産は現在油井管、石炭其他各種資材の不足から不振を極め、戦前の二十八万キロリットルに対し二十四、五万キロリットル(生産能力は約二十六万キロリットル)を辛うじて維持する状態である。此の儘推移すれば最低限度の供給も不可能となるので商工省では此の打開の為今回昭和二十一年度を第一年度とし二十五年迄左の様な石油生産五ヶ年計画を策定、同計画で最終年度たる昭和二十五年には戦前の三十八万キロリットルを超える四十万キロリットルの生産確保に万全を期することとなつた。

石油生産五ヶ年計画(単位千キロリットル) 二十一年度二九八、二十二年度三三三、二十三年度三六四、二十四年度三九〇、二十五年度四〇〇

化成製品生産目標決る
化成製品統制組合では二十一年度化成製品生産目標並にその所要原料を次の通り決定したが、需要に対する比率は医薬、農薬十割其他五割程度である。なほ設備能力は十分であるが所要原料の入荷関係から結局実生産高は目標を下廻るものとみ

られてゐる。(単位疋)

一、生産目標

| | |
|----------------|--------|
| 合成染料(アゾレーキを含む) | 五、五〇〇 |
| ハイドロサルファイト | 六〇〇 |
| 有機ゴム薬品 | 八〇〇 |
| 医薬用中間物 | 三、二九五 |
| 其他用中間物 | 二、四七一 |
| 合成樹脂用石鹼酸 | 一、〇〇〇 |
| サツカリン | 一一〇〇 |
| ヅルチン | 一一〇〇 |
| 一、所要原料 | |
| ベンゾール | 八、九二七 |
| トルオール | 八一〇 |
| ナフタリン | 一、八四九 |
| 苛性ソーダ | 八、九三〇 |
| ソーダ灰 | 六、一九二 |
| 塩酸(ボーメ二〇度) | 三、五一三 |
| 硝酸(九八%) | 四、八四四 |
| 液体塩素 | 二、六二三 |
| 硫化ソーダ | 一、六四二 |
| 芒酸 | 四二八 |
| 硫酸(ボーメ六六度) | 二一、九八五 |
| 二五%発煙硫酸 | 三、一二五 |
| 工業塩 | 六、五三〇 |
| アルコール | 一、三二二 |
| メタノール | 四一七 |

第一四半期洋紙配給計画

商工省では二十一年度第一四半期の洋紙配給計画を二十二日決定した。これに

よると、配当総量は一般洋紙千二百二十七万六千封度、クラフト紙百二十二万四千封度、計千三百五十万封度(何れも一ヶ月平均量)で生産量は前期(一―三月)に比し一般紙二割三分減産クラフト紙四割の増産で平均八割一分であるが前期の生産実績低下のためストックを喰つて今期に繰越しなく従つて需給状況はかなり窮屈となり、重要配給部門以外は総て前期の七割七分を配当の基準にしてゐる。各部門別配当の主なものは左の通り。

官需 全体で前期に対し七割八分になつてゐるが葉書だけは前期通り。

民需 出版 配当は前期通りだが業者の手持が減つてゐるので前期の実績四百五十万封度に対し三百五十万封度。

紙製品 学習ノートは七割で三ヶ月に一冊の割合、併し四―六月の配給は

一―三月の生産で二冊となる。

重包装 〓セメント用は前期の十九割、肥料用は同じく二十六割でこれは北海道旭川の国策パルプの操業開始によりクラフト紙が増産となるため。

教科書 〓前期の七割だが、今年度の教科書は大体八月までに全部配給される見込。

その他 〓学習用紙と特殊用紙の中紙型用紙は前期同様、紡績紙管は十五割、玩具十割、包装用紙の中爆薬包装の重包紙が二十九割、電気絶縁用十割、養蚕用十割となつてゐる。

第一四半期木材割当

農林省では二十二日の木材需給調整協議会で決定した方針を採用して実施することになった。即ち各地方長官は坑木、パルプ材等特殊材については四半期別にその他重要材は毎月確実な供給見込量を調査計画しその範囲内で配当票を発行し配給割当をするものでその割当順序は左の通り。

- 一、進駐軍の宿舍兵舎用木材並にその他進駐用
- 二、石炭、硫安その他肥料、工場用材、開拓用材、函材、樽材、農機具用材その他食糧増産増送用材
- 三、運輸通信施設復興材
- 四、引揚民宿舍並に公共施設用材

五、その他復興建築及び土木用材で緊急已むを得ないもの
二十一年度第一四半期一般用材配給計画数量

| ▽住宅建築 | | 内閣 | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 肥料其他 | 二四〇、〇〇〇 | 鉄道総局 | 四〇〇、〇〇〇 |
| 開拓局 | 三〇四、〇〇〇 | 通信院 | 三〇〇、〇〇〇 |
| 石炭庁 | 三八四、〇〇〇 | 商工特定工場 | 一六〇、〇〇〇 |
| 其他 | 八七二、〇〇〇 | 専売特定工場 | 三〇、〇〇〇 |
| 計 | 一、八〇〇、〇〇〇 | 其他 | 六八八、〇〇〇 |
| ▽非住宅建築 | | 計 | 二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 宮内省 | 六〇〇 | ▽土木 | |
| 内務省 | 四、二〇〇 | 鉄道総局 | 二五〇、〇〇〇 |
| 外務省 | 二〇〇 | 内務省 | 五〇〇、〇〇〇 |
| 大蔵省 | 九、一〇〇 | 農林省 | 四〇〇、〇〇〇 |
| 農林省 | 一一、七〇〇 | 逓信院 | 二五、〇〇〇 |
| 文部省 | 五、六〇〇 | 港灣関係 | 一六、〇〇〇 |
| 運輸省 | 八、八〇〇 | 日本発送電 | 三五、〇〇〇 |
| 厚生省 | 六九、二〇〇 | 其他 | 六一、九〇〇 |
| 司法省 | 七二、八〇〇 | 計 | 二八八、〇〇〇 |
| 復興院 | 三六、〇〇〇 | ▽合計 | 五、〇八八、〇〇〇 |

電氣通信機器生産資材計画
商工省ではこの程各種通信機器の生産を促進するため同省内に電氣通信機器生産委員会を設置したが、二十三日第一回委員会を開き委員長、副委員長互選の後、本年度生産計画及び資材計画を決定した。

▽生産計画（単位千円）

| | | | |
|--------|-----------|-----|-----------|
| 有線 | 一、二八一、二八〇 | 真空管 | 一、二七〇、一七二 |
| 無線 | 四三五、三〇〇 | 合計 | 四、五八三、七〇五 |
| ラジオ受信機 | 一、五九六、九五三 | | |

国内経済調査（上）昭和二十一年四月—六月

二十一年度鉄道車輛生産計画

運輸省では二十一年度の鉄道車輛生産計画を此程決定、日本車輛、川崎車輛等主要八社に夫々発注した。これに依れば本年度の鉄道車輛總生産数量は蒸気機関車、電氣機関車、客電車、貨車、合計二千二百四十四輛で内訳は

▽蒸気機関車 C 14 五〇輛、C 57 五〇輛、C 58 六五輛、C 59 一〇〇輛、計二六五輛
▽電氣機関車 E F 24 一九輛、E F 58 六〇輛、E O 42 二輛、計七一輛
▽客電車オハ（三等客車）四二五輛、オロ（二等客車）五五輛、モハ（電動車）四六〇輛、サハ（附隨車）六〇輛、計一、〇〇〇輛

▽貨車ワム（有蓋車）三〇〇輛、チキ（長物車）五〇輛、レ（冷蔵車）一四五輛、ツ（通風車）三四五輛、ワフ（有蓋緩急車）一九輛、タキ（タンク）五〇輛、計九〇八輛、總計二、二四四輛

なほ三月の生産実績は蒸気機関車八十輛、客車二十九輛、電車十七輛、貨車八十輛で、今後各製造会社の生産高が漸増するものとしても生産計画の完遂には努力が必要である。

釜石製鉄所七月より操業

艦砲射撃と空襲によつて徹底的打撃を蒙つた日鉄釜石製鉄所は二十四日岩手県經濟部長室で関係者協議の結果七月から操業を再開することになった。当初の生産計画は鋼材年産十萬噸、鉄鉄三十萬噸、石灰窒素一萬五千噸で同時に農機具用エンジンなどの加工にも乗出すことになった。

供米報奨用農機具割当決る

農林省では二十年度産米供出者に対する報奨用農機具の第五次特配割当を二十七日決定した。これで供米報奨用特配は打切るが第一次から第五次迄の割当成績は順調で、当初計画の予定数量を突破した。計画量超過の分は一般配給分として農家に配給する筈である。残る問題は可及的速かに農家に配給することで、そのため当局では目下係官を全国に派し、メーカーを督励してゐる。第一次から第五次までの特配農機具割当總數量左の通りである。

計画総数量 割当総数 比率

| | (単位千) | (単位千) | 比率 |
|-----|-------|-------|------|
| 鉄 | 八〇〇 | 七九〇 | 〇・八八 |
| 鎌類 | 一一三七〇 | 三、五四〇 | 一・五〇 |
| 除草機 | 三〇 | 六三 | 二・一〇 |
| 脱穀機 | 五 | 五・六 | 一・一〇 |

貿易庁設置許可

総司令部は四日日本政府に対し日本の全対外貿易取引を取扱ふ専管機関として貿易庁の設置を承認した。貿易庁設置に関し経済科学局輸出入課長メイ氏は次の通り指摘してゐる。四日附指令と二週間前の輸出手続の指令の二つでこゝに日本の対外輸出積出しを許可し処理する方が正式に確立した。今回設置を認可した貿易庁の任務は次の通り。

- 一、貿易庁は一件毎に総司令部の発する詳細訓令に即応して一切の輸出貨物を日本諸港で引渡し、又は他の機関に引渡しを命ずる。
- 一、貿易庁は輸出した物資代価は外国貿易基金中より円で供給者に支払ふ。
- 一、貿易庁は輸出貨物全部の所有名義人となり爾後名義を当該物資の仕向け国の政府外国貿易機関若しくは総司令部の指令する他の機関に移す。米国向物資は米商事会社が指定名義所有機関となる。
- 一、総司令部の指令した特殊の場合を除き一切の輸出貨物は貿易庁に引渡す。
- 一、国民に配分した輸入物資の代金は貿易庁が円で集金し、外国貿易基金へ繰入れる。

- 一、輸出入取引は、外国為替の商業レートを設定することなく行ふ。
- 一、貿易庁は日本の対外貿易に関する一切の商業上の負担及び危険を引受け、諸外国政府並にその代表機関に対し、損害又は経費補償に当るものとする。
- 一、輸向向けの日本物資は総司令部へ提出した標準輸出申請書の一つが承認されて初めて貿易庁がこれを買上げるものとする。貿易に関する指令命令規則等が総て日本政府管轄下の一切の人間、若しくは日本に居住する者に適用される結果貿易庁の物資買上げは日本商社又は日本で営業する外国商社より行ふことが出

来る。

- 一、貿易庁は商工省の外局に当るから貿易庁長官は直接商工大臣に対し責任を負ふ。但し食糧、飼料、肥料については農林大臣に、政府専売商品については大蔵大臣に対し責任を負ふ。

一、貿易庁では諮問委員会を設けるが委員の任期は一ケ年とし民主主義方法により実業家及び重要な政府官吏を選び任命する。貿易庁は輸入品の販売及び引渡について輸入品配給委員会から勧告及び援助を受ける。配給は一切関係各省その他政府機関の許可及び政策に従つて行はれるものとする。

- 一、輸出入取引につき勧告及び援助を行ふ為に必要な数だけの顧問を任命する。
- 一、貿易庁の仕事は日本国内に限られ海外との商業関係は一切総司令部を通じて行ふが、或は将来総司令部に属すべき在東京外国代表を通じて行ふかも知れない。現在では総司令部は各外国政府貿易機関との通信連絡を取扱ふ。

電気自動車組合創立

日本電気自動車、中島製作所、神戸製鋼の三社では、先般自動車製造業組合から分れて単一組合を組織すべく準備中であつたが、二十三日大阪宇治電ビルで電気自動車製造工業組合創立総会を開催した。

カーバイド生産協議会設立

化学工業部門では目下関係各業種の統制機構を生産配給の二元化に改めるため、諸般の準備を進めてゐるがカーバイド業界では生産者団体としてカーバイド生産協議会を設置することとなり二十六日創立総会を開いた。

日本特殊自動車工業組合創立

特殊日本自動車工業組合の創立総会は十八日丸ノ内工業クラブで開催、同組合は牽引自動車被牽引車類自動車の特殊機能装置の製造並に架装を行ふ業者と内燃機関を動力とし車輛無限軌道を有する特殊構造の自動車並に部品を製造する業者とで構成し、主な事業は生産調節、資材の取得配分並に斡旋、価格の調整等である。

塗料工業統制組合創立

塗料業界の自主的生産統制機関として発足する塗料工業統制組合創立総会は十

八日日本橋の化学工業聯盟で開催した。

尚新組合の発足により塗料統制会社は今後配給指示機関としては配給業務のみを取扱ひ生産統制事務は新組合に移行する。

横浜蚕糸協同組合設立

横浜市内に於ける生糸その他蚕糸類の荷造、保管運送包装等の取扱業者はこの程横浜蚕糸協同組合を設立、十七日横浜商工経済会で発会式を挙行した。初代理事長に石橋興業会社長石橋治郎八氏が就任。なほ同組合は左の事業を行ふ。

- 一、生糸その他蚕糸類の荷造、包装、保管及び運送
 - 二、生糸その他蚕糸類の取扱の斡旋並に金融
 - 三、必需物資の共同購入並に共同設備の設置
 - 四、生糸その他蚕糸類の格付及び受検手続並に日本蚕糸業会への引渡し手続等
- #### 経済同友会創立

中堅経済人として職能的立場より日本経済の民主化と経済再建に寄与する為予て郷司浩平、帆足計氏を中心に結成準備中であつた「経済同友会」発起人会では此程具体案を得たので三十日工業俱樂部で創立總會を開く。

発起人は既成財界人の二世が過半数を占めて居り企業体別には財閥関係会社が比較的少く、中堅会社の代表者が多い。又職種別には煉瓦、硝子、セメント、製紙紡績、製菓等平和産業に重点を置いてゐる。

工業標準調査会設立

工業標準調査会では創立總會を十五日午後全国商工経済会で開き、工業標準調査会官制の説明並に運営規則の審議、部会及び委員会組織の説明及び部会長、副部会長、委員長等を指名することゝなつた。

産金問題懇談会開催

全国鉱山会では八日、日本工業俱樂部で「産金問題懇談会」を開催、「金価格の改訂」を中心に産金対策一般につき大蔵、商工両省関係官と十三業者代表と協議したが、政府は現在産金促進を阻んでゐる金価格を改訂する意思がないことを表明したので、業者側では全国鉱山会内に「産金業再開対策委員会」を設け産金対策を具体的に研究することを申合せ解散した。官民双方の主なる意見次の通り。

〔官庁側〕 現行一グラム十七円の金価格は当分据置く方針で、又補給金等による助成は出来ない。

〔業者側〕 現在金の生産コストは一グラム六十円程度なので現行価格では稼行の見込みは全然立たない。価格安定資金による二重価格制を大幅に実施するか、産業設備営団で設備、施設をすればかその何れかの方法を採用して貰ひ度い。

日本塩業協会設立

日本塩業協会の設立についてはかねて関係業者間で設立準備を進めてゐたが、この程定款案事業目論見及び構成等の具体案を得たので三十日創立總會を開くことゝなつた。同協会の構成は供給、需要並に技術の三部門からなり夫々の立場から塩増産の一翼を担ひ事業として左の諸事項を行ふ。

- 一、政府の塩業計画への参画
- 二、資材、技術、労務、助成金、金融、価格並に規格に関する事項
- 三、塩の輸入に関する事項
- 四、塩業に関する調査、研究並に指導
- 五、塩の消費に付啓発及び宣伝
- 六、外地製塩業に関する事項

食糧連絡本部設置

政府は緊迫する食糧事情に対応し供出完遂、需給調整、治安維持に備へるため、今回内務省に農林、内務両省関係者で構成する緊急食糧対策連絡本部を置くことに決定、一日から発足した。

三月末供米実績

農林省調査による三月下旬の米買入数量は百四十五万六千四百八十石で米穀年度以来の累計は千六百七十七万二千石となる。割当に対し六割三分一厘、雑穀と未利用資源を除く米だけの買入成績は割当量二千二百三十七万五千石に対し、七割三分一厘、未利用資源の供出進捗率は二割八分で三月十六日から二十一府県に亘る強権発動の結果としては全く予想を裏切る不振である。

第一四半期日本への食糧割当決る

アンダーソン米農務長官は十七日日本救済用として四月から六月までの第二四半期間毎月十五万噸の小麦、小麦粉その他の穀物を輸出する旨マ元帥に約束したと発表、次のやうに述べた。今回の割当はさきに日本に供給すべく決定をみた太平洋方面の軍余剩食糧十萬噸とは別に新しく加へられるものである。この対日第二四半期分四十五萬噸は、米国の同期輸出計画量三百三十一萬三千噸から割つたもので、マ元帥の懇請と対日食糧特使団の進言に基いて決めたものだが、マ元帥の要請量よりは減らしてある。日本国内の食糧配給が更に切下げを要するかどうかはマ元帥の決定することで予の関知するところではない。尙対日第一四半期分としては約十一萬噸が既に、発送されてゐる。

青果物統制令公布

政府は青果物の配給統制に関し攻究中であつたが三十日青果物等統制令を公布施行した(勅令第二百四十七号)。

青果物の配給統制は昨年十一月二十日に戦時中実施して来た統制規則を廃止してから価格の暴騰を見、大衆生活の脅威となつたので、政府は二月二十八日から五月までの暫定措置として廉売制を実施、約三億円の補給金を出して全国消費都市の生活安定に資して来たが、この措置は暫定的のものであり、又財政上にも限度があるのでこの際かゝる不自然な措置を廃止し、再統制を行つて恒久的平均配給を確保することにしたわけである。

今回の統制では昨秋までの統制の欠点を補ひ出荷計画は全国農業会と都道府県農業会に樹てさせ又指定出荷団体は前の都市単位を改めて蔬菜、園芸各出荷組合等実際生産農家が組織する出荷団体を指定することとした。

会社配当制限令公布

政府は昨年九月以来戦争保険金、政府補償金及び国外資産を有する事業会社等に対しては決算及び配当を延期させ、又財閥関係の制限会社に対しては、昨年十二月から全面的に配当を行つて来たが、一月十五日の聯合軍最高司令部の指令でこれら会社の決算及び配当に関する基準が明確となつたのでこれに基いて実施細目を攻究中のところ既報の通りこの程所要の手續を完了したのでポツダム

宣言受諾に伴ふ勅令「会社配当等禁止制限令」を二十七日公布施行した(勅令第二百四十三号)。禁止制限令の要旨左の通り。

一、戦争保険金、政府補償金及び国外資産に関係のある資本金二十万円以上の法人(金融機関、証券引受会社等を除く)及び制限会社が左の条件に該当してゐる場合は配当をなすことが出来ない。

① 流動負債に対しこれに相当するだけの流動資産を有しない場合

② 配当資金を借入金によらなければ賄ひ得ない場合

③ 戦争保険金、政府補償金及び国外資産を任意積立金や所謂資産の含み金で全額償却し得るだけの資産内容を有しない場合

二、前項の条件に該当しない場合でも年五分を超える配当は出来ず、又配当金は当該期の營業純益金からのみ支払はねばならない。

右の基準によつて年五分以下の利益配当をなすことに就いては、制限会社を除き許可申請を要しないが、事後報告を要する。又終戦後到来した決算期の決算に利益配当をなしたものは当該決算に関する報告書を大蔵大臣に提出する。なほ本令施行と同時に従来の決算延期に関する政府の指導は取止め、今後会社は仮令無配の場合でも商法の規定で決算をしなければならぬ。

統制会社令改正

現行統制会社令では統制会社が商法による普通の株式会社となる場合規定の明文を欠くため、一旦解散して新に株式会社を設立することとなり、手続上頗る煩瑣なので政府は今回統制令の一部を改正統制会社は株主總會の決議で主務大臣の認可を受け、株式会社として必要な定款の変更その他の手續をとり得ることとした。即ち同令の改正で統制会社は總會を招集、株式会社に移行すること及び定款の変更、新役員を選任等の承認を求めその決議で主務大臣の認可を得ればよいこととなり、同統制令の施行終期たる九月末までには現在の各統制会社はこれに基き株式会社として再発足が出来る。

持株会社整理委員会令

財閥解体問題は昨年十二月の財閥解体に関する聯合軍最高司令部の指令以来何等解決の緒に着かず、今日まで持越して来たが、政府は右指令による財閥機能の

凍結が我国産業再開に重大なる影響を及ぼしてゐる事実を鑑み、急遽之が解決を図つて企業再開を推進するため、ポツダム宣言受諾に伴ふ勅令「持株会社整理委員会令」を二十日公布施行した(勅令第二三三三三号)。之により一応自発的に解散した各財閥の清算事務は一切持株会社整理委員会の手に移り財閥解体は強力に促進されるものとみられる。持株会社整理委員会の概要は左の通り。

一、目的 持株会社整理委員会(以下整理委員会と称す)は同令で指定した会社即ち持株会社の所有する証券その他の財産を譲受け、その管理処分をなし、持株会社の整理を促進する。持株会社の指定は同委員会の意見に基き内閣総理大臣が成立後一年半以内に行ふが目下のところ三井、三菱、住友、安田の四財閥会社を指定する筈である。

一、組織 整理委員会は特殊法人とし内閣総理大臣の所管に属する。委員は内閣総理大臣が民間学識経験者約十名を任命、任期一年半、委員長(中根貞彦氏)一名常務委員三、四名監査委員一名を置く。委員会の活動は飽くまで自主的に政府の干渉を受けることはない。なほ同委員会の監督機関として別個に設置する持株会社整理監査委員会は委員二十名乃至三十名で全部衆議院議員で構成する。整理委員会成立後の補欠委員の任命及び委員の解任は監査委員会の承認を経て内閣総理大臣が行ふ。

一、業務 一

- ① 持株会社の所有する証券その他の財産で必要と認めるものを譲渡を受けこれを管理処分する。
- ② 持株会社が解散するまでの業務の執行及び清算事務を指導監督する。
- ③ 以上の業務に附帯する業務を行ふが特に持株会社整理の目的と反しない程度で小株主の利益を保護する。
- ④ 持株会社の譲受財産に対し受領証書を発行、所有者に対して登録国債を交付するが、所有者は整理委員会の承認がなくてはこれを譲渡又は債務の担保にすることは出来ない。

一、経理 整理委員会の経費は、総て譲受財産からの収益で賄ふ。
 一、罰則 持株会社が同委員会の指示に違反したり正規の報告をせず又は委員の

検査を拒否した時は持株会社の取締役清算人を解任することが出来る。その場合情状により懲役又は罰金を併科し得る。

小売商手持絹織物解禁
 総司令部は八日絹織物の小売用在荷全部を消費者向けに即時販売解除すべき旨命令した。

絹物在庫は生糸を含み既に全部凍結されてゐるが、今回の命令により小売商の現に所有する織物のみは凍結解除となつた訳である。但し小売商が所有してゐても倉入中のものは解除されない。

制限会社追加
 総司令部八日発表

東亜化学 帝国生命保険
 (以上 古河鋳業子会社)
 総司令部二十五日発表

| | |
|------------|----------------|
| 赤羽商店(清算中) | 安索土木(安全索道との合併) |
| 日本ゴム工業 | 三亜興業 |
| 静岡紅茶(解散) | 東洋合成工業 |
| 東洋化学染工(解散) | 東洋商工 |
| 湯浅蓄電池 | 北海食品興業 |
| 海州鋳業開発 | 川崎埠頭 |
| 松島炭鋳 | 丸善石油 |
| 日本樟腦 | 三喜糧油(清算中) |
| 東亜電気製鉄 | 東洋キヤリア工業 |
| 東洋汽罐 | 青島水道 |
| 朝鮮林業開発 | 大日本セルロイド |
| 電気化学工業 | 満洲石油 |
| 那須アルミ | 日本金屬工業 |
| 帝国化学工業 | 日本纖維 |
| 東亜製茶 | 山門炭鋳 |

| | |
|--------|------------------------|
| 朝鮮大同製鋼 | 朝鮮生糸 |
| 朝鮮煙草 | 中華煙草 |
| 永礼化学工業 | ハルピンセメント(滿洲小野田セメントへ合併) |
| 北海船舶 | 基隆炭鉱 |
| 北鮮産業 | 南国煙草 |
| 滿洲合成燃料 | 山東塩業 |
| 山東電化 | トヨタ自動車工業 |
| 周杖子水銀 | 東亜塩業 |
| 台湾ヒマ蚕 | 夕張製作所 |

(以上三井傘下会社)

資産移動禁止会社追加

聯合軍總司令部涉外局発表「資産移動禁止会社に今回住友本社の子会社たる新大阪ホテル、宮崎木芸工業会社、アマゾン開発会社が指定された。

重要工場第一次指定

商工省ではインフレ防遏の裏付けとして生産の急速な再開を狙ひ、戦後生産緊急措置の実施方の準備を取急いでゐるが、今回その一環をなす重要工場事業場の國家指定制度を実施することとなり、第一次分として炭礦関係百十、化学肥料四十、石炭及び化学肥料關聯機材百六十二、ゴム製品三十、電球十九、農機具百二十五の六部門、計四百八十六工場、事業場に対し新たに公布する商工省令「商工省指定事業者規程(四月六日公布即日実施)」に拠り關係工場事業場の指定を行った。

日滿商事等十三機關閉鎖

政府は三月二十八日附聯合軍最高司令部の指令に基き南滿洲鉄道及び滿洲重工業の子会社たる日滿商事以下十三機關の本邦内店舗を閉鎖することとなり、昭和二十年大藏、外務、内務、司法省令第一号中改正の件及昭和二十一年大藏、外務、司法省令第一号中改正の件を四日公布施行した。

尚今回の閉鎖機關は左の通り。

日滿商事、滿洲製鉄、密山炭礦、滿洲鈦山、滿洲マグネシウム、安東輕金屬、

滿洲輕金屬、龍烟鉄鈦、鶴岡炭鈦、西安炭鈦、滿洲映画協會、滿洲飛行機
ゴム、錫等に輸出準備命令

總司令部では十五日日本政府に対し生ゴム、錫、アンチモニーの対米輸出準備を命じた。集荷及び引渡しは貿易庁を通じて行ふ。數量は次の通り。(單位米噸)

ゴム(半分以上は一級品、残余は二級品)一〇、〇〇〇
アンチモニー(純度九八・五%以上)一、五〇〇
錫(純度九九・八%以上)一〇、〇〇〇

ゴム統制組合設立許可

總司令部では護謨製品の緊急生産を確保するため暫定措置として護謨統制組合の設立を許可した。新組合は目下解散手続中のゴム統制会、ゴム材料統制会社及びゴム製品統制会社に代り護謨製品の需給調節に當る。

十逸逸商社に資産報告命令

聯合軍總司令部は左記十逸逸商社に対しその日本国内に有する全資産を十五日以内に總司令部へ報告するやう指令を發した。この資産中には商社自体またはその日本人代表者によつて所有、支配または管理される銀行預金を包含する。

○ハウスマン会社、アルゲマイネ・エレクトロリシタエツ会社、ハイネ会社、マシネフブリック・オウグブルグスツールンベルク、ジーメンズ・ライニーゲル製作所、アルベルス・グンストウオルター・レムケ事務所、ロドルフ会社、ステイリアン鉄鋼製作所、マンネズトンローレン製作所

これら商社はすべての聯合國及び樞軸國財産の保護を命じたさきの總司令部の覺書に従つてその資産の報告をなすことを怠つたものである。

日本管理理事会初会合

聯合國日本管理理事會は五日午前十時明治ビルで第一回會合を行ひ今後定例的に最少限二週間に一度東京で開催の予定だが次の三つの基本問題を討議するものと解される。即ち

- ① 基本的統治組織の變革
- ② 日本管理制度の根本的變革
- ③ 日本政府全體の變更

而して議事は理事会代表が討議するが、代表は最高司令官又はその代理が一

名、米、蘇、華三国から各一名宛、英国、濠洲、ニュージーランド、印度の中から一名を選出全部で五名となる。日本管理政策が理事会の租上にのほり実際に討議されるまでには次の道順を経るものである。まづワシントンに本部を置く極東委員会の決定事項が米政府に伝達され、米政府は要項を検討してこれを日本の現状に適應する如き訓令に改めマツカーサー元帥に通告する。マ元帥はワシントンの訓令を適當な時機に日本管理理事会に諮り、かくて日本管理政策の最後の決定をみるのである。

総選挙実施

終戦後第一回の総選挙は十日午前七時から午後六時迄の間に全国一斉に実施せられた。選挙の結果各党派別勢力左の通り。(括弧内は婦人)

| | 新 | 前 | 元 | 計 |
|---|---------|----|----|-----|
| 白 | 一〇二(一五) | 一四 | 二四 | 一四〇 |
| 社 | 七(一八) | 七 | 一五 | 九三 |
| 進 | 七〇(六) | 一三 | 九 | 九二 |
| 協 | 一四(〇) | 一 | 一 | 一六 |
| 共 | 五(一) | 〇 | 〇 | 五 |
| 無 | 七五(一〇) | 四 | 一 | 八〇 |
| 諸 | 三七(九) | 〇 | 一 | 三八 |
| 合 | 三七四(三九) | 三九 | 五一 | 四六四 |

〔註〕 東京二区島田藤氏と福井の堂森芳夫氏は法定得票数に達しないため表より除く

五月

二十一年度改訂予算案大蔵省議決定

大蔵省では二十一年度予算案を第九十議院に提出すべく編成を急いであが五月三十日省議で成案を得た。之によれば大体に於て前内閣の予算を踏襲し、歳出四二〇億、歳入三〇〇億、差引不足額は健全財政の立場から財産税を以て振当てる方針である。

国内経済調査(上) 昭和二十一年四月—六月

通信料引上決定

通信特別会計の予算収支均衡を図る為料金引上をなすべく予て通信協議会に諮り審議してあつたが、三倍程度の値上と決定、四月三十日閣議の諒解を得五月六日より実施された。但し基本的郵便料金は議会の協賛を経なければならぬので新料金の実施は七月上旬となる見込である。

○昭和二十一年五月二日公布(五月六日施行)閣令第三十三号—第五十五号、郵便規則、電報規則、電話規則、郵便為替規則等改正

国債発行

五月中発行国債左の通り。

一、三分半利国庫債券(第十一回)

発行額 四億円(但歳入補填公債)

発行価格 額面百円に付九十八円

償還期限 昭和三十八年九月一日

利率 年三分五厘

利 廻 単利三分六厘八毛

複利三分六厘五毛

利子支払期 年二回(三月一日、九月一日)

初期利子 額面百円に付一円五錢(昭和二十一年九月一日渡)

発行日 昭和二十一年五月十五日

発行方法 預金部引受

二、三分半利国庫債券(第十一回)

発行額 十四億一千三百三十八万九千円

(但歳入補填公債十三億九千九百八十七万四千円道路公債一千七百五十一万五千円)

発行価格 額面百円に付九十八円

償還期限 昭和三十八年九月一日

利率 年三分五厘

利 廻 単利三分六厘八毛
複利三分六厘五毛

利子支払期 年二回(三月一日、九月一日)

初期利子 額面百円に付一円二銭(昭和二十一年九月一日渡)

発行日 昭和二十一年五月十八日

発行方法 預金部引受

大蔵省証券発行

五月中発行大蔵省証券左の通り。

一、大蔵省証券(第三十四回)

発行額 額面二十億円

但会計法第六条及昭和二十一年勅令第二四一号(一般会計)に依る

割引歩合 日歩六厘五毛

発行期日 昭和二十一年五月三十日

支払期日 昭和二十一年七月三十一日

発行方法 大蔵省預金部引受

財産税法案改訂

ニューヨーク五月二十三日発外電の報ずる所によれば米國側では陸軍省派遣レオ・チャーン氏を中心として財産税法案等に検討を加へてゐたが此程成案を得たと。それによれば法人財産税は之を廃止し、個人財産税は免税点を三万円とし之を三階級に分ち順次徴収し、尚課税方法は申告制により脱税防止に第三者の通報を認めるといはれる。

大蔵省特殊財務部設置決定

尨大な数量に上る在外財産、旧敵産、戦犯人の私有財産等の適切なる処理の爲大蔵省では六月一日特殊財務部を設置する事に決定した。

○昭和二十一年五月三十日勅令二百九十二号大蔵省特殊財務部臨時設置制

銀行法等特例法公布

大蔵省では、聯合軍總司令部の四月五日附覚書に基き指定金融機関制度の運用を停止したが、今回その法的措置として軍需金融等特別措置法等を改正しその題

名を銀行法等特例法に改め改正勅令等を五月二十三日公布施行した。

○昭和二十一年五月二十三日

勅令第二百八十三号

第一条 軍需金融等特別措置法の一部を、次のやうに改正する。

題名を左のやうに改める。

銀行法等特例法

第一条乃至第十五条、第十九条、第二十二條及び第二十三條を削り、第十六条を第一条とし、以下第十八條まで順次十五條づつ繰上げ、第二十條を第四條とする。

第二十一条中「事業者」を「命令ヲ以テ定ムル事業ヲ営ム者」に改め、同條を第五條とする。

第二十四條を第六條とする。

第二条 軍需金融等特別措置法施行令の一部を、次のやうに改正する。

題名を左のやうに改める。

銀行法等特例法施行令

第一条乃至第五条、第九条乃至第十二條、第十五條、第十六條及び第十八條を削る。

第六条中「軍需金融等特別措置法第十六條」を「銀行法等特例法第一条」に改め、同條を第一条とする。

第七条中「軍需金融等特別措置法第十七條」を「銀行法等特例法第二条」に改め、同條を第二条とする。

第八条中「軍需金融等特別措置法第十八條」を「銀行法等特例法第三条」に改め、同條を第三条とする。

第十三條中「為シ又ハ担当事業者ノ爲軍需金融等特別措置法第九條第一項ノ事務ヲ取扱フ」を「為ス」に改め、同條を第四條とする。

第十四條を第五條とする。

第十七條中「第九條ニ於テ」を「同法第九條ニ於テ」に改め、同條を第六條とする。

第十九条中「商工組合中央金庫、国民更生金庫、都道府県農業会及市町村農業会ニ付テハ大蔵大臣及農商大臣」を「都道府県農業会及市町村農業会ニ付テハ大蔵大臣及農林大臣、商工組合中央金庫及国民更生金庫ニ付テハ大蔵大臣及商工大臣」に、「大東亜大臣」を「外務大臣」に改め、同条を第七条とする。
第二十条中「軍需金融等特別措置法」を「銀行法等特例法」に、「第二十一条」を「第五条」に改め、「同法第十二条第一項及第四項ニ規定スル場合ヲ除クノ外」、第一項但書及び第三項を削り、同条を第八条とする。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。但し、軍需金融等特別措置法施行令第二条の規定に関する部分は、昭和二十一年四月一日から、これを適用する。
この勅令の施行前の行為に関する罰則の適用については従前の法律第八条及び第二十二条第二項の規定、従前の法律第十二条の規定による積立金については同条の規定及び従前の勅令第二条乃至第四条の規定、従前の法律第十五条の規定による財団目録に関する一括表示の効力については同条の規定及び従前の勅令第五条の規定は、それぞれこの勅令の施行後もなほその効力を有する。
従前の法律第二条及び第三条の規定は、前項の規定の適用について必要な範囲内において、この勅令の施行後もなほその効力を有する。

大蔵 農林 ○商工省令第一号

銀行法等特例法施行規則を次のやうに制定する。
昭和二十一年五月二十四日

| | |
|------|---------|
| 大蔵大臣 | 石橋 湛 山 |
| 商工大臣 | 星 島 二 郎 |
| 農林大臣 | 和 田 博 雄 |

銀行法等特例法施行規則

大蔵大臣は必要と認めるときは、事業者を指定して大蔵大臣の指定する調達方法に依り資金を調達するやう指示することが出来る。

国内経済調査(上) 昭和二十一年四月—六月

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。
軍需金融等特別措置法施行規則は、これを廃止する。
朝鮮人聯盟封鎖預金支払方法決定

大蔵省では在日本朝鮮人聯盟関係の事業費は、同聯盟中央総本部でその全国機関の所要分を取纏めた上一括して、封鎖預金等の自由支払を許可する事と決定した。(昭和二十一年五月十一日附銀秘第二五五一号通牒)
炭代現金払額決定

商工省及大蔵省では炭代の現金支払につき研究中であつたが、此の程應当り四十三円を現金払とする事に正式決定四月に遡及して実施する事になつた。尚之は業者側の希望額を全面的に承認したものであり復旧工事と出炭に好影響を与へるものと期待せられてゐる。

製糸金融方策決定

農林省及日本蚕糸業会では新繭出廻期を前に製糸業者の資金難を打開する為に、業者並金融機関代表を参集、製糸金融打合会を開き左の如き金融方策を決定した。

一、製糸業者の購繭資金は従来通り取引銀行から融通をうけることを原則とし、この場合日本銀行は枠外貸出につき便宜迅速に取扱ふやう要請する。

二、応急策として左の措置を講ずる。

(イ) 都道府県農業会は製糸業者に特別の事情がある場合には繭代金につき最短期間の延払を認めること。この場合には製糸業者は延払期間に応じ適当な金利を負担すること。

右の場合に都道府県農業会は必要に応じ繭代金の支払があるまで売渡繭を担保として留保することがあること。

(ロ) 農林中央金庫は必要に応じ(イ)の所要資金を都道府県農業会に融資すること。

三、日本蚕糸業会は当事者の依頼ある場合は製糸業者の生糸売上代金のうち一定額を債権者に送付すること、この場合日本蚕糸業会は製糸業者から一定の手数料

料を徴収すること。

今回の製糸金融方策により春繭出廻りを控へつゝ資金難に苦しんでゐた製糸業者殊に中小業者の金融難は一応打開され輸出生糸増産に資する点は大きいと見られてゐる。

尚日本蚕糸業会の調査によると二十一年度繭の生産見込は二千万貫、繭単価生一貫当百円、繭購入費同六円、生糸一俵一万五千円(見込)副蚕糸収入生糸一俵五百円と見、産繭の一割二百万貫を玉屑繭とすれば之は輸出生糸にならないから上繭一千八百万貫で十六万俵の生糸を製造し得ることになり、これを基礎条件として計算した二十一年度製糸資金の予定表は左の通りである。(単位百万円)

| | 支 | 出 | 収 | 入 | 差引借入金 | 借入残高 |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|------|
| 六月 | 六二六 | 一四四 | 四八二 | 四八二 | | |
| 七月 | 五二〇 | 一四四 | 三七六 | 八五八 | | |
| 八月 | 二九一 | 二〇六 | 八五 | 九四三 | | |
| 九月 | 二五七 | 二二一・五 | 三五 | 九七八・五 | | |
| 十月 | 五一八 | 二五二 | 二六五・五 | 一、二四四 | | |
| 十一月 | 一四八 | 二六八 | 一二〇 | 一、一二四 | | |
| 十二月 | 四八 | 二六八 | 二二〇 | 九〇四 | | |
| 一月 | 三六 | 二六八 | 二二二 | 六七二 | | |
| 二月 | 三六 | 二〇六 | 一七〇 | 五〇二 | | |
| 三月 | 四八〇 | 二〇六 | 一五八 | 三四四 | | |
| 四月 | 四八 | 一四八 | 二〇〇 | 一四四 | | |
| 五月 | 四八 | 一四八 | 二〇〇 | 五六 | | |

右によると十月の借入残高は十二億五千万円に達し製糸金融の頂点とみられる。

蚕糸関係所要資金取扱法決定

大蔵省では此程、三十五億に達する二十一年度蚕糸関係所要資金取扱法を左の如く決定し、日本銀行及財務局を通じ金融機関に徹底を期し、輸出生糸の確保を図る事となつた。尚此の基準によれば全国養蚕農家の八割を占むる一戸三十貫以

下の小規模農家の現金収入は著しく制限される関係上、三千円迄現金払方の要求強く大蔵省も後に至りその希望を容れる事となつた。

一、繭繭資金

①市町村農業会が養蚕家に支払の繭代金は差当り春繭(五月―七月)として繭代金の半額を現金払とすること。但し一農家につき三千円を超えるものは封鎖払とする。

②取扱業者が、直接玉屑繭の集荷を行ふ場合(地方庁の証明が要る)に於いても

①に準ずること。

二、生糸製造業者

①燃料費は半額を現金払とし残額は封鎖払とする。

②厚生費及び賄費については之を定期的給与に組替へた上自由支払を認める。

但し(イ)従来の定期的給与に新たに組替へた額を加算した額が五百円を超過する場合は超過額は封鎖払とする。(ロ)厚生費及び賄費に相当する金額は自由支払額のうちから現金で差引き事業者が右の費用に充当のこと。

③修繕料は極めて少額の修繕費で封鎖支払を不可能とするものに限り現金払を認める。但し総額は修繕費の二割以内とする。

三、生糸製造業者の設備資金その他の臨時資金繰新設の場合は新設費の一部を限り運搬費及荷造費の一部として現金払を認める。

四、生糸製造業者に対する運転資金、復元資金及び設備資金の融通は当該金融機関より日本銀行を通じ申請すること。

五、桑苗資金

①桑苗の原苗穂木(桑田種子を除く)等の購入資金は地方庁の証明ある場合は半額を現金により融資する。

②桑苗業者の金融機関に対する桑苗資金の借入金は半額を現金で返済のこと。

日本蚕糸業会が支払ふ桑種子代金は全額現金払とする。但し蚕糸業会が政府へ納入した場合はその代金を全額封鎖預金につき必要限度自由支払を認めること(許可が要る)。

地方金融措置委員会設置

金融緊急措置令、臨時資金調整法、会社経理統制令等の地域的運用を円滑にする為、地域別(財務局単位)及都道府県別に地方金融措置委員会を設置する事となり、五月初旬発足の手筈となつた。尚之は財務局長、日本銀行支店長が中心となり関係官庁、商工業者、消費者代表並学識経験者等を以て構成する事になつてゐる。

肥料会社起債開始

曩に興銀を中心として、肥料シンジケート団が成立したが五月三十日昭和電工債発行の運に至り、年内には全肥料会社起債が実現する見通しがついた。尚右昭和電工債は所要資金一億円中の第一次分であり発行条件左の如し。

一、起債金額 四千万円

一、利率 四分三厘

一、発行価格 九十九円七十五銭

水産加工品再統制

農林省では昨秋枠を外した水産加工品を曩に施行した水産物統制令により再統制する事になつてゐたが、五月三十一日その品目及集荷統制機関を指定し、之を実行に移す事になつた。

食糧管理法施行令改正

米国よりの輸入食糧中には罐詰類を含んで居り之を正規のルートにより配給し横流等を防止する為、罐詰類を主要食糧中に加へ、正規の配給以外一切売買を禁止する事とし、食糧管理法施行令の一部改正が行はれた。

○昭和二十一年五月一日 勅令第二百五十七号

食糧管理法施行令中左ノ通改正ス

第一条ニ左ノ一号ヲ加フ

昭和二十年八月十五日以降輸入セラレタル罐詰類其ノ他農林大臣ノ指定スル食糧

第十条ノ六、昭和二十年八月十五日以降輸入セラレタル主要食糧ハ左ニ掲グル場

合ヲ除クノ外何人ト雖モ之ヲ売買シ又ハ買受クルコトヲ得ズ

国内経済調査(上) 昭和二十一年四月—六月

一、地方食糧営団其ノ他地方長官ノ指定スル者ガ農林大臣又ハ地方長官ノ指示

ニ基キ売渡ス場合

二、地方食糧営団其ノ他地方長官ノ指定スル者ヨリ買受クル場合

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

重要鉱山等指定

鉱山局では二十一年度指定重要鉱山、製錬所として此の程二十三鉱種二百五十六鉱山、二十二製錬所を選定し、五月二十八日夫々通達した。今回の指定は従来様な総花主義を廃し、品位、埋蔵量、経営規模等の点に於て稼行価値高きものと認められるものに限られてゐる。

農機具配給統制規則改正

農林省では農機具の闇取引を防止する為製造販売業者から全国農業会に強制的に譲渡せしめる措置を講ずる事とし五月十五日、之が統制規則の改正省令を公布即日施行した。

○昭和二十一年五月十五日 農林省令第三十一号

農機具配給統制規則一部改正

電気事業法改正法案成る

国家総動員法の廃止に伴ひ、同法に基く「配電統制会」並に「電力調整会」が九月末日で失効する為、両法令の重要部分を織込んだ電気事業法に改正する事とし、この程その成文化が終り議会提出の準備を進めてゐる。改正の骨子は左の通りである。

一、電力管理法による電力審議会に代へ、民主的な中央及地方電力委員会(仮称)を設置し主務大臣の諮問機関として重要事項の審議決定に当る事とする。

二、配電会社の統制会社の立場を廃し普通の株式会社とする。

三、社債発行方法、総会招集手続等の改正。

制限持株会社配当の便法設定

持株会社で制限会社になつてゐるものゝ利益配当は総て大蔵大臣の認可を受くる事となつてゐたが五分以下の配当は認可を要せず、事後報告で足る事として之

經濟情勢調査(その一)

に關する大藏省令改正を五月六日公布した。改正省令次の如し。

○大藏省令第六十号

昭和二十年大藏省令第九十七号(昭和二十年勅令第六百五十七号ノ施行ニ関スル件)を次のやうに改正する。

昭和二十一年五月六日

大藏大臣 子爵 渋沢 敬三

第二条ノ四 指定会社配当等禁止制限令ノ適用ヲ受クルトキハ令第一条ノ二ノ規定ニ依ル利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニ関シ認可ヲ受クルコトヲ要セズ

附 則

この省令は公布の日からこれを施行する。

第一四半期物資需給計画改訂

予て実施中の第一四半期物資需給計画に当時不明であつた進駐軍住宅設置に伴ふ需給等を加味し之を改訂する事になり五月二十三日次官會議で決定した。その要旨は次の通りである。

- 一、石炭と化学肥料に対する配当を増加せしめその項目を独立せしめた事。
- 二、進駐軍設営の爲の一般民需の圧迫を極力回避した事。
- 三、亜鉛鉄板、電線、セメント、パルプ等の配当を減少した事。

塩需給計画改訂

当初策定された塩需給綜合計画は、專業製塩が風水害により、自給製塩が資材難により、輸入も中華民国等の生産情勢の変化により、期待出来なくなつた為、改訂やむなくなり、五月十二日左の如く新計画を決定した。又之に伴ひ自給製塩設備の承認制を採用すると共に之が補助金制度を改正し増産の効率化を図る事になつた。尚右補助金は予算計上額六億円予算外契約五億円の見込である。

(供給)

| 国内生産 | 改訂計画 | 当初計画 | 二十年度実績 |
|------|------|------|--------|
| 専業 | 五五〇 | 九〇〇 | 一一、三 |
| 自給 | 三五〇 | 五〇〇 | 一八、三 |
| | 二〇〇 | 四〇〇 | 四、〇 |

輸 入

一〇〇

(需要)

| 食料 | 工業用 | 計 |
|-------|-------|-------|
| 八五三 | 四八四 | 一、三三七 |
| 一、一〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、一〇〇 |
| 五四、九 | 一七、六 | 七二、五 |

肥料用材料の優先確保要領決定す

商工省では茲に決定を見た「化学肥料生産確保緊急対策要綱」の強力推進と共にその一環として、化学肥料用及肥料機器製作用資材の優先確保を図る為左記要領を決定、その旨関係各機関に通達協力方を要請した。要領左の如し。

- 一、石炭コークス、鉄鋼、非鉄金属、電極、セメント、耐火煉瓦、ソーダ類、ゴム製品等化学肥料工場運輸並に建設補修用原料資材の確保を図るため各物資需給計画に於ては需要部門中に食糧又は化学製品より独立せる化学肥料部門を特掲し所要量の確保を図ること。
- 二、肥料機器の製作に必要な鉄鋼、非鉄金属、石炭コークス、カーバイド等に關しては前項同様物資需給計画上に一般機器部門とは別個に肥料機器部門を特掲し所要量の確保を図ること。
- 三、化学肥料用資材中特に石炭不足のため確保困難なるセメント、石綿製品、触媒ソーダ類、耐火煉瓦等に關しては之等物資所要量確保に可及的努むるも不足する場合に於いては之等物資の不足量の生産に要する石炭を化学肥料部門に割当られた石炭より一部融通し之を右資材生産工場に振向け之等製品の肥料向配当量を確保すること。
- 四、前各項物資の現物化を確保するため之等肥料用物資の割当切符其他関係文書には凡て発行者に於て(肥)印を押捺し之が肥料生産増強用なることを明示し關係者は右捺印のあるものに対して優先取扱ひをなすこと。
- 五、輸送に關しても前項に準じ取扱ひをなすため所要の措置を速かに実施するやう運輸省の協力を求めること。

輸出絹織物の検査所開設

食糧などの緊急物資輸入の見返品として絹織物の輸出が具体化しつつある中で、商工省では、今回戦前実施してゐた絹織製品の国営検査制度を復活し輸出製品の品質改善と技術の向上に資する事になり、五月十五日附輸出絹織物検査所官制を公布即日施行した。尚本検査所は商工大臣の管理下に属し全国十二ヶ所に設けられる。

○昭和二十一年五月十五日 勅令第二七二号

輸出絹織物検査所官制

○昭和二十一年五月十四日 商工省令第十七号

絹織物絹メリヤス生地検査及蒐荷ニ関スル件

企業整備共助資金整理審査会発足

政府は戦時中企業整備で転廃業者に支給した共助金中更生金庫貸出分を整理する事になり、五月十七日委員の発令を見た。整理の対象となるのは更生金庫関係未償還分五億五千万円であり、借受団体の経済能力に従ひ期限延長、一部免除も予想され回収不能約一億円が見込まれてゐる。

○昭和二十一年三月二十八日 勅令第百六十八号

企業整備共助資金整理審査会官制

経済同友会設立

経済の民主的再建を狙ふ中堅経済人の機関である「経済同友会」は四月三十日創立總會開催発足した。本会は新進実業家を以て構成し、各経済団体と提携しつつ、之とは別個の立場に立ち、亦政治的にも中立的立場から、経済問題に関する研究、審議、立案、建議等を行はんとするものである。

不急建築物抑制

戦災地の復興が遅々としてゐる反面待合、料理店、興業場等が闇値で続々建てられてゐる現状を打開する為、此等不急建築物を禁止すると共に一般に十五坪以上の建築を禁止する事となつた。関係勅令左の如し。

○昭和二十一年五月二十八日 勅令第二百八十八号

臨時建築制限令

国内経済調査(上) 昭和二十一年四月—六月

第一条 木造建築物で左の各号の一に該当するものは、当分の間、これを新築、増築又は改築(以下建築という)することができない。但し、特別の事由がある場合において、地方長官の許可を受けたときは、この限りでない。

一、料理店、特殊飲食店又は待合

二、舞踏場又は遊技場

三、劇場、映画館、演芸場又は観物場

四、住宅、店舗又は事務所で一戸の床面積が五十平方メートルを超えるもの

(増築に因り五十平方メートルを超えるものを含む)

五、前各号に掲げるものの外、地方長官が指定するもの

前項第一号乃至第四号に掲げる建築物の範囲に關し必要な事項は、主務大臣がこれを定める。

第二条 前条の規定の適用については、建築物をあらたに前条第一項各号の一に定める用途に供するときは、その用途に供する建築物を建築するものとみなす。

第三条 地方長官は、第一条第一項の規定に違反して建築された建築物について、その使用を禁止又は制限し、その他必要な措置を命ずることができる。

第四条 建築主、建築工事請負人又は建築物の所有者若しくは占有者は、この勅令若しくはこの勅令に基いて発する命令又はこれに基いてなす処分に違反したときは、一万円以下の罰金又は科料に処せられる。

第五条 前条の罰則は、その者が、法人であるときは理事、取締役その他法人の業務を執行する役員に未成年者又は禁治産者であるときはその法定代理人に各々これを適用する。但し、営業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

前条に掲げる者は、その代理人、戸主、家族、同居者、雇人その他の従業者がその業務に關し前条の違反行為をした場合に自己の指揮によらなかつたといふ理由でその処罰を免れることができない。

附 則

この勅令は、公布の日からこれを施行する。

この勅令施行の際現に施行中の建築工事についてはこの勅令施行の日から二週間以内に地方長官の承認を受けたときは、第一条第一項の規定は、その建築工事に限り、これを適用しない。

○昭和二十一年五月二十九日施行規則閣令第三号(省略)

対日中間賠償案決定

極東委員会では五月十三日日本に対する中間賠償取立案を可決、賠償を提供すべき十一会社を指定した。此の中間賠償の対象となるのは陸海軍造船兵廠航空機輕金屬工場の大部分であるが、如何にして取去り、どの国に割当するかは未決定である。尚之に引続き同委員会では五月二十三日の会議で中間賠償取立計画を採決した。議長マツコイ氏の発表によれば之による賠償充當施設範圍は次の如くである。

- 一、工作機械製造業Ⅱ年産二万七千台を越ゆる部分
- 二、硫酸工業Ⅱ年産三百五十万噸を越ゆる施設
- 三、軍艦の建造修繕に使用された全施設
- 四、造船業Ⅱ年産十五万噸の製造及年三百万噸の修繕に要する施設を超過するもの全部

日本賠償問題につきポーレー氏言明

外電の報ずる所によれば米國対日賠償委員、エドウィン・ポーレー氏は五月七日ホノルルに於て次の如く言明したと。

「日本が必要不可欠な經濟を維持する為に要するもの以外の全工場及戰爭遂行を可能ならしむる工場施設は總て日本から撤去すべきである。予は斯る施設が「現場価値」で約三十億非はであると推定してゐる」

亦五月十一日東京に於て記者團に対し左の通り語つた。

「予の賠償問題に対する関心は賠償の対象たる個々の工場の選定といふ事より高度の政策を樹立するに在る。…日本の生産力を一九三三年の水準より低くは切り下げない。…日本の食糧問題は決して無視し得ぬ性質のものであるから、食糧事情を考慮して賠償計画の再検討が必要と考へる」

フーバー特使食糧事情視察報告

世界食糧不足國を歴訪した米國緊急飢餓対策委員長フーバー氏は大統領に視察報告を提出した。それによると五月より九月迄五ヶ月間対日供給所要量並に全不足國に対する各國輸出能力予想量を左の如く掲げてゐる。

対日供給所要量

| | | | | | |
|----|------|----|-------|----|-------|
| 五月 | 五〇千噸 | 七月 | 二七〇千噸 | 九月 | 一〇〇千噸 |
| 六月 | 二五〇〇 | 八月 | 二〇〇〇 | 計 | 八七〇〇 |

各國輸出能力予想表(同期間)

| | | | |
|--------|---------|------|-------|
| 米 國 | 四、二二〇千噸 | ブラジル | 二〇〇千噸 |
| カナダ | 二、三〇〇 | 米州各國 | 四〇二 |
| 濠洲 | 九二〇 | シヤム | 一九五 |
| 英國 | 二〇〇 | 蘇聯 | 三〇〇 |
| アルゼンチン | 二、三七五 | | |

皇族特權剝奪マ司令部指令す

聯合軍總司令部は五月二十三日皇族十四家に対し、一切の特權並に税金免除等を剝奪する様指令した。その主要内容次の如し。

- 一、皇室に信託されてゐる皇族証券を返還し之に課税する事。
 - 二、宮内省から皇族に対する御下賜金貸付金の下付禁止。
 - 三、宮内省使用人を皇族の為使用する事の禁止。
 - 四、宮内省所屬の財産に対する皇族の權利持分等の剝奪。
- 聯合軍司令部公共事業予算計上を指令す

聯合軍總司令部は五月二十日、日本政府に対し昭和二十一年度予算に公共事業費六十億圓を計上すべき旨指令した。労働課長コーエン氏の言によれば失業者二百万を民需生産に動員せんとするものであると。尚事業内容は開墾、道路建設、配電網建設、家屋建設、荒廢地の清掃である。

補償關係預金利払停止指令さる

聯合軍總司令部は戰時利得排除計画の一環として、補償關係預金の利払停止を指令した。該指令によれば「軍需品の生産又は供給、戰災或は軍需工場への転

換」に關聯して發生した銀行封鎖勘定及保險会社貸付金の利払が之に該當し、五月二十日限り停止される事になつた。

○五月十七日附聯合軍司令部覚書AG一三七ESS/FI

「封鎖勘定利払に關する件」

マ司令部肥料増産を指令す

聯合軍總司令部は五月十八日日本政府に対し肥料の増産分配の促進及その利用の能率化を実現すべき施設の勵行方を指令した。主要内容左の通り。

- 一、全肥料生産を司令部の認可せる三十四工場に集中する事
- 二、工場より農家への配給の迅速化、重点配分
- 三、能率的使用についての教育計画の立案実施
- 四、公平な價格の決定、維持
- 五、人肥の集荷、配給の促進

聯合軍司令部經濟安定本部設立許可

聯合軍總司令部は五月十七日附日本政府に対し、經濟安定本部及經濟安定審議会の設置を承認した。尚之による該本部の存続期間は一ケ年である。

貴金屬調査指令さる

政府は聯合軍司令部の要求により五月一日現在を以て貴金屬數量を調査する事になり、關係勅令を十六日公布した。

○昭和二十一年五月十五日 勅令第二百七十五号

臨時貴金屬數量等報告令

○昭和二十一年五月十六日 大藏省令第六十三号

臨時貴金屬數量等報告規則

制限会社追加指令

聯合軍總司令部では五月十五日昭和電氣工業及川崎重工業並各子会社計二十一社を制限会社に加へる様指令を發した。又五月二十七日帝國興業開發、大倉鋳業、三菱本社並に各子会社三十二社を新に指定した。

聯合軍總司令部比島通貨届出を指令す

比島政府の依頼により、聯合軍司令部は日本の銀行にして比島通貨を所有又は

担保にとり或は預けたものがある時は所要事項を届出する様日本政府に命令した。

聯合軍總司令部国内金銀等使用を許可

聯合軍司令部は五月七日日本政府に対し政府買上の新産金中二万二千八百二十六瓦を国内の齒科治療、工業、実験及土産品製造用に廻す事を許可した。又五月八日日本第二四半期に於て金(四九三疋)銀(七九、〇〇〇疋)プラチナ(六七疋)を非軍需工場で使用する事を許可した。

聯合軍總司令部親方制度一掃を督勵す

五月三日聯合軍司令部はその労働諮問委員会報告発表の形式で、労働者を搾取する封建的な親方制度の一掃方を日本政府に督勵した。即ち左の如き方策を講じなければならぬとしてゐる。

- 一、公立労働紹介所の設立
- 二、日本労働者の教育
- 三、親方を雇主として登録する事
- 四、労働者疾病手当、失業手当の費用を親方の課税により徴収する事

六 月

大藏省証券発行

六月中發行大藏省証券左の通り。

一、証券の名称 大藏省証券(第三十五回)

發行額 額面十五億円

割引歩合 日歩六厘五毛

發行期日 昭和二十一年六月十八日

支払期日 昭和二十一年八月三十一日

起債根拠法 會計法第六條及昭和二十一年勅令第二四一号

發行方法 預金部引受

経済情勢調査(その一)

聯合軍総司令部食糧証券発行許可

総司令部は三日日本政府に対し五、六、七月分の食糧証券三十九億円の発行を許可した。

七月分追加予算

政府は昭和二十一年度歳入歳出総予算追加案(七月分追加予算)並に学校特別会計追加予算案を二十五日衆議院に提出した。二十一年度予算は議会開会が延期されたため四月以降六月迄は暫定予算とし前年度施行予算財政上の緊急処分第二予算金支出によつて賄つて来たが議会開会でこれらの処置がとれず、且改定本予算は目下関係方面と打合中で決定しない為、取敢ず七月分のみを二十一年度予算追加案として提出した。七月分追加予算内訳左の如くである。(単位 百万円)

| | |
|----------------|-------|
| △外務省所管 | |
| 外地官吏待遇費 | 五〇 |
| 終戦連絡事務局職員待遇改善費 | 一 |
| 計 | 五一 |
| △内務省所管 | |
| 北海道開拓費 | 一二 |
| 北海道拓殖土木費 | 一七 |
| 官吏待遇改善費(七月分) | 三五 |
| その他 | 一〇〇 |
| 計 | 一六七 |
| △大蔵省所管 | |
| 終戦処理費 | 一、五〇〇 |
| 復員費 | 七五〇 |
| 戦災復旧費 | 一九 |
| 官吏待遇改善費 | 九 |
| 財産税徴収費 | 六 |
| その他 | 四 |
| 計 | 二、二八八 |

△厚生省所管

| | |
|--------|-----|
| 社会救済費 | 四二八 |
| 引揚民援護費 | 一二二 |
| その他 | 一七 |
| 計 | 五六七 |

△農林省所管

| | |
|-------|----|
| 土地開拓費 | 二七 |
| 災害復旧費 | 三 |
| その他 | 七 |
| 計 | 三七 |

△司法省所管

| | |
|---------|---|
| 官吏待遇改善費 | 六 |
| 計 | 六 |

△文部省所管

| | |
|---------------|----|
| 国民学校職員待遇改善費 | 七八 |
| 官立直轄学校職員待遇改善費 | 一二 |
| その他 | 六 |
| 計 | 九六 |

△商工省所管

| | |
|-----------|-----|
| 石炭価格調整補給金 | 三五四 |
| その他 | 三 |
| 計 | 三五七 |

△運輸省所管

| | |
|----------|-----|
| 船舶運営会補償金 | 一三〇 |
| その他 | 三 |
| 計 | 一三三 |

| | |
|----|-------|
| 合計 | 三、七〇七 |
|----|-------|

これに対し歳入は大蔵省証券三十一億円、租税収入並に専売益金六億円である。

地方税法中改正法律案(要綱)及地方分与税法中改正法律案(要綱)決定

内務省では民主政治の進展を期する為今議会に地方行政改正法律案を提出するが、これと併行して同法律案の裏付とも見られる地方財政の改正をも断行することとし、頭書の二法案(要綱)を決定した。両法案は地方財政の自主性の強化、地方財源の強化、戦災による地方財政疲弊の不均衡是正を主眼としてゐるが、特に今回の改正案に於て注目されることは新たに府県民税を創設したこと、及市町村の区別を廃して従来市町村民税を一律に一人当平均五十円程度としたことである。

厚生省救済福祉諸費発表

河合厚相は二十六日の貴族院本会議で引揚者、戦災者、軍人遺家族等生活困窮者の援護のために今議会に生活保護法案を提案し、これに伴ふ予算三十億を計上せる旨言明したが、厚生省では二十八日その内訳を左の通り発表した。

| | 事業費 | 国庫負担 |
|------------|-----------|-----------|
| 救済福祉諸費 | 三、四一九、六〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇〇 |
| △俸 給 | 一四 | 四 |
| △賞 与 | 四 | 四 |
| △諸 給 与 | 一二 | 一二 |
| △事 務 費 | 二三五 | 二三五 |
| △生活保護費補助 | 一、九三九、二二四 | 一、五一九、八五〇 |
| 保護費補助 | 一、八三四、一二八 | 一、四六七、三〇二 |
| 方面委員補助 | 九、〇〇〇 | 四、五〇〇 |
| 施設費補助 | 九六、〇九六 | 四八、〇四八 |
| △施 設 費 | 七、〇二〇 | 三、五一〇 |
| △施設事務費 | 八九、〇七六 | 四四、五三八 |
| △社会救済事業費補助 | 一、四八〇、一〇九 | 一、四七九、八八二 |
| 保護費補助 | 一、三九七、一四四 | 一、三九七、一四四 |
| 応急援護補助 | 二五、〇〇〇 | 二五、〇〇〇 |

国内経済調査(上) 昭和二十一年四月—六月

指導職員設置費補助

九〇八 六八一

方面事業費補助

二、五七七 二、五七七

施設費補助

一五、六一五 一五、六一五

応急収容施設費補助

六、四三六 六、四三六

生活必需物資調達費補助

二九、三五五 二九、三五五

家庭葉配給費補助

三、〇七二 三、〇七二

東京銀行協会金融秩序維持決定

東京銀行協会では三日理事会を開催金融上の秩序を維持する為軍需金融等特別措置法に基く指定事業者と金融機関との関係につき左の如き申合せを決定した。

申合せ 軍需金融等特別措置法による指定事業者に対し、指定金融機関たりし銀行の有する債権特にはゆる担保留保条項による債権を確保以て金融上の秩序を維持するためさし当りの措置として新に前記事業者に資金の融通をなし、又は担保を徴取せんとする銀行は旧指定銀行に対し、事前に連絡通報の上、銀行相互間に諒解を遂げることとし、以て右趣旨の実現に協力すること。

事業融資に金融通帳制採用
大蔵省では先に金融緊急措置令に基き個人金融通帳を発行したが、今回事業者の事業資金の払出、融通を規正し、その手続を簡易化するため事業金融通帳を発行することとした。これに依り二十日以後、事業者が事業資金を封鎖預金から払出し又は金融機関からの借入金で支払をせやうとする時にはこの通帳を使用することになる。

銀行協会聯合会政府補償支払に関する意見書並に、戦保、軍需融資整理要項建議
全国銀行協会聯合会では十一日政府補償支払促進に関する意見書及び戦保、軍需融資整理要項を聯合会長名で首相、蔵相、商相宛提出した。

製糸購辦資金疏通要項並に実施細目決定
二十億を予想される本年度の製糸金融についてはさきに製糸業者に対し関係銀行から融資することになつてゐたところ最近融資銀行の手持資金が逼迫してきたので関係者はこれの打開策の必要を痛感してゐたが、日本製糸業会では製糸業者の購辦資金調達に円滑を図ると共に金融機関の貸付及日銀の再割引の便宜を得る

ため製糸業者、関係金融機関と協議の結果、二十一年度購繭資金に限り適用する繭手形を製糸業者が振出す便法をとることとなり、今回製糸購繭資金疏通要項並に実施細目を決定二十日から実施した。要領次の通り。

繭手形の要項は都道府県農業会が養蚕家から買受けた繭を蚕糸業会に売渡し、蚕糸業会は之を製糸業者に売渡すことを農林当局の諒解を得て決定、これに基づき製糸業者は日本蚕糸業会を受取人とする約束手形を振出し、蚕糸業会は之を裏書して製糸業者に交付、製糸業者は自己の取引銀行で割引き現金を得て農業会に支払ふものである。

本措置による繭手形(約束手形)は期限八ヶ月以内とし融資する銀行は最後の三ヶ月はこれを商業手形に準ずるものとして、日銀本支店で再割引をうけることができる。また本措置による繭手形の一部(商業手形)は期限を三ヶ月以内とし、同様の取扱ひを受けることができるし、已むを得ない事情で期日に支払不能の場合はその期日に極めて短期の新手形と切替へ得ることになつてゐる。

日銀再割引の利子歩合は商業手形日歩九厘、長期手形日歩一銭一厘で、また製糸業者はこれに三厘を加へたもので金融できることとなり、関係各界ではこの購繭資金の円滑化を通じ輸出生糸の増産を期待してゐる。

金融緊急措置令一部改正

政府は金融緊急措置令実施以来四ヶ月余の実情に鑑み同令の運用に適正な改正を加へることとなり、二十一日附を以て之に必要な告示及び各金融機関に対する通牒を發した。その要旨は次の通りである。

一、有価証券の買入資金の抑制

国債、地方債、社債及株式(昭和二十一年二月十七日に現に存するもの)の買入資金は当然封鎖預金等よりの封鎖支払を認められてゐるが、之を廃止し、必要のものについては個別的に許可する建前とする。尚右に關しては次の様な取扱をする。

(イ) 既に証券の売買契約は成立してゐるが、受渡履行未済の取引については経過的に六月末日迄を限り其の取引が確実に成立したことを確認した上で猶従前通りの取扱をする。

(ロ) 証券買入資金の爲の封鎖預金支払許可申請については当該会社等の認証ある株式名義書換申込書の提出により現実に証券取引の行はれることを確認した場合のみ、金融機関を限り許可事務を取扱はしめる。

二、事業資金の調整

事業資金の供給に關しては現に緊要産業につき実施しつゝある方向で更に適正を期する。

(イ) 事業資金は原則として金融機関よりの資金融通に依らしめる。

(ロ) 融通金の回収は原則として自由支払に依り融通したものは自由支払に依り、封鎖支払に依つたものは融通の日以後新に収入した封鎖預金よりの封鎖支払に依り行ふものとする。

(ハ) 末端配給部門より生産部門への新券の吸収を強化すると共に緊要産業に對しては或る程度の生産部門への新券の注入を行ふ。

三、個人生活費等の緩和

個人生活費等の爲にする封鎖預金等の支払は左の如く改められる。

(イ) 同一世帯内の学生又は生徒の教育費として毎月五十円の自由支払を認める。

(ロ) 定期券購入費は自由支払を廃止し、封鎖支払とする。

(ハ) 個人の瓦斯料金、電気料金は封鎖支払を認めこれに伴ひ瓦斯、電気の供給業者を指定事業者から除くこと。

(ニ) 児童の授業料は封鎖支払を認める。

(ホ) 戦災者、建物疎開者及引揚者の住宅購入、修繕、建築費用として封鎖支払を認むる金額の限定を五千元より一万円に引上げる。

六月分定期給与に限り封鎖払戻緩和

大藏省では二十二日より事業資金を融資主義によることとしたが恰度給与支払時期に当り手続の不徹底と銀行の貸渡りなどで新措置に不満の声多いため、差当り六月分の定期的給与に限り事情に依り融通金又は新封鎖預金で元の封鎖預金に戻し入れる条件つきで六月二十一日以前の旧封鎖預金から払戻を受け得ることとした。

この取扱は七月十日迄の経過的措施として認めるもので、七月に入つてからも六月分の給与以外は引出せない。

金融緊急措置令改正事務取扱要領

大蔵省では二十一日金融緊急措置令の部分的改正を行つたが、今回これに必要な事務取扱要領を決定二十五日通牒した。主なる点左の如し。

一、新たに生じた封鎖預金等には預金の同一性を失はない限り預金等の種目の変更や預け換へによつて生じたものを含まない。

一、事業者の旧封鎖預金等(六月二十一日に現に存する封鎖預金等をいふ)は追つて指示するまで預け換へができない(預け先金融機関の変更、本店と支店間の送金を含む)。

一、事業者の旧封鎖預金は、当該預入金金融機関の同一店舗における他の種類の預金、貯金等となすことは差支へない。

一、小規模の個人事業者とは、一箇月の所要事業資金三千円以下でかつ金融機関との間に、資金融通の取引関係のないものと解すること。従つて所要事業資金月額三千円以下の場合でも金融機関から貸付を受けてゐるものは個人事業者として取扱はない。

一、左に掲ぐる者は旧封鎖預金等の支払をなすことを認むること。

①証券引受会社②ビルブローカー③勅令に依り組織せられた共済組合④健康保険組合⑤私立学校⑥神社、寺院、教会その他の宗教団体⑦町内会、部落会⑧清算中の法人⑨営利を目的としない法人でかつ事業の性質上、旧封鎖預金等の支払を認める必要があることにつき主務官庁の証明あるもの

一、事業者の売買資金等につき、封鎖預金等の支払を認められた場合でも、六月二十一日以後は資金融通の方法によるべきものとして取扱ふ。

◇小切手、封鎖支払票

①小切手の支払については六月二十二日以後六月三十日までに支払はれるものは旧封鎖預金等から支払をなし得ること。

②右の小切手の受入によつて生じた封鎖預金等は総て旧封鎖預金等として処理すること。

③六月二十一日以前振出しの政府小切手または金融機関振出小切手は①の期間の制限を受けないが、なるべく早く呈示させる。なほ右によつて生じた預金等は旧封鎖預金等として取扱ふ。

④封鎖支払票の取扱は小切手と同様とすること。

◇郵便為替証書 小切手の場合に準ずる。

◇手形 銀行割引手形以外の手形は小切手の場合に準ずる。

一、教育費の支払について

①証明書類としては「教育費」用在学証明書および個人金融通帳を提出せしめる。

②支払したときは個人金融通帳に所要の記入をする。

③本告示による支払は六月分からしても差支ない。

一、封鎖払の手続 定期乗車券の購入のための封鎖預金等の封鎖支払は必ず郵便為替証書または銀行振出小切手を使用すること、すなはち封鎖支払票と事業者振出小切手は使用しない。

綿業再開融資決定

日本繊維協会では紡績各社の疎開及び外地への輸出入として取はずした約八十五万錠、戦災で修理を要するもの五十万錠合計百三十五万錠据付(二十一年度中)を重点とする繊維産業の本年度復興資金を充足するため、予て大蔵商工両省及び関係金融機関と協議中のところ最近復興資金約十一億円は興銀又はシンデケートから又運転資金年額六十億円は五大銀行を中心として結成するシンデケートから夫々融資を受けることになつた。融資の諒解を得たのは差当り棉関係のみであるが、漸次繊維産業(製糸を除く)全般に及ぶものと見られる。

融資方法及其の限度の概要左の如し。

一、設備復興資金の融資限度

△紡績部門 九億円 △織布專業部門 二億円 計 十一億円

二、運転資金の限度

△紡績部門 六億五千万円 △織布專業部門 八億五千万円 計 十五億円
尚運転資金の期別割当としては四—六月三億五千万円、七—九月五億円、十

月以降六億五千万円

三、融通方法

設備資金については未だ決定してゐないが、運転資金については五大銀行を中核とするシンジケート団を結成、融資を受けるが、形式としては短期借入金とし、将来はその大部を社債に振替る方針。

日用品類価格改訂

商工省では日用品の再統制が鍋、釜、衣類等の最必需物資を除いた他の商品を三号物資として三月一日より限界価格制度によつて価格統制を実施して来たが、その後の新円生活の推移と商品の出廻状況をにらみ合せて今回その価格の凹凸を改訂することとなり、この手始めに木製品、竹製品、電気コンロ、家庭用製粉機の一二割値下げと陶磁器の二倍値上げを決定実施した。尚陶磁器だけはA、B、C、Dの四階級に格付して下級品の値上りを防止した。

昭和二十一年度第二四半期メタノール生産割当決定

メタノール、ホルマリン工業会で二十八日昭和二十一年度第二四半期メタノール等の生産計画を左の如く決定した。(単位 廬)

(一) メタノール

七月、六五〇 八月、六五〇 九月、六五〇 計 一、九五〇

(二) ホルマリン

七月、六三〇 八月、七一〇 九月、七一〇 計 二、〇五〇

(三) 尿 素

七月、三五〇 八月、五〇 九月、五〇 計 一三五

(四) 蟻酸二二廬、蔞酸三〇廬

六月分配炭計画

商工省では六月分配炭計画左記数量を四日の閣議に諒解事項として付議即日発表した。尚本配炭計画策定に当つては

一、山元消費、進駐軍煖厨房用は確保する

二、本年度生産計画二千三百万廬完遂に必要な資材で六月中に生産又は取得の要

あるものは最低所要量を確保する

三、硫安、燐酸カリ、石灰、農機具、農薬等の食糧増産用物資の製造に必要な石炭は最低必要量を確保する

四、輸出製造用石炭は時期的に必要な乾繭、製茶用及び棉花輸入に伴ふ紡織染色用炭の最低必要量を確保する

五、その他の物資は医薬品、新聞用紙及び一部加工食品用の最低を確保するに止め、国民生活用品の製造に対する配炭は殆んど削減する

六、其他用途向配炭は鉄道、電力、北海道越冬用煖房用炭等には大幅の規正を加へる

等の方針に基き樹立した。

一、供給量

| | 北海道 | 東 部 | 西 部 | 九 州 | 合 計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|---------|
| 生 産 | 三九〇・〇 | 一七二・〇 | 一四八・〇 | 九一七・〇 | 一、六二八・〇 |
| 貯 炭 | 二二・七 | — | 七・〇 | 一五・〇 | 四四・七 |
| 合 計 | 四一二・七 | 一七二・〇 | 一五五・〇 | 九三二・〇 | 一、六七二・七 |

註 ①北海道の増産分四万廬は炭鉱向食糧の早急確保を条件とする。

②本州の北海道炭、九州炭が不足なので常盤炭を北海道に輸送し、道内の消費用炭中より北海道炭と交換する。尚九州地区は宇部炭を輸送し、前項と同様の措置をとる。

二、配当量

| | 山 元 消 費 | 一 九 七 三 | 金 属 | 九 一 |
|-----------|---------|---------|-------|-----|
| 国 鉄 | 五四〇・〇 | 造 船 造 機 | 一五・四 | |
| 私 鉄 | 五・〇 | 窯 業 | 七二・一 | |
| 船 舶 焚 料 | 六〇・〇 | 肥 料 | 一一一・〇 | |
| 電 力 | 二四・六 | 化 学 | 二八・五 | |
| ガスコークス | 一〇八・五 | 液 体 燃 料 | 一・一 | |
| 鉄 鋼 | 一〇六・〇 | 織 維 | 四四・二 | |
| 鉍 山 精 鍊 塩 | 九・〇 | | 六〇・〇 | |

(単位 千廬)

| | | | |
|---------|------|-------|---------|
| 食品加工 | 一三・四 | 地方調整用 | 二〇・〇 |
| 煉炭及豆炭 | 三四・〇 | 合 計 | 一、六七五・一 |
| 官 公 衙 | 一二・四 | 保 留 | 三七・六 |
| 北海道煖房其他 | 五三・〇 | | |

註 ①北海道煖房、其他用五万三千瓩の内四万瓩は北海道煖房用
 ②保留三万七千六百瓩は主として宇部の払出困難な下級炭

一月—四月鉱石生産実績

全国鉱山会調査に依る一月—四月の生産実績左の如くである。尚硫化鉱、亜砒酸、硫酸銅、黒鉛、石膏等は未報告、アンチモニー、ニッケル、錫、水銀、石綿等の生産は停頓して居る。(単位 瓩)

| 品 名 | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 |
|------|--------|---------|--------|--------|
| 銅 | 七七三 | 六六二 | 七五九 | 一、三〇〇 |
| 亜 鉛 | 三九一 | 四二二 | 五四〇 | 九二二 |
| 鉛 | 一六三 | 三〇九 | 三九五 | 三九二 |
| 硫 黄 | 八八三 | 七三一 | 九八〇 | 九九五 |
| マンガン | 一八七 | 二二七 | 六三三 | 七三〇 |
| クローム | 一二二 | 三七九 | 三二五 | 六六四 |
| 鉄 鉱 | 三、三六九 | 一〇、五九三 | 二一、五〇〇 | 二一、七〇〇 |
| 砂 鉄 | 二八 | 一四三 | 四八 | |
| カドミ | 〇・四 | 〇・五 | 〇・七 | |
| 蒼 鉛 | 〇・四九 | 〇・二 | 一・三八 | |
| 金 | — | 三三六二五 | 三〇七八 | |
| 銀 | 四二二七一一 | 二、二二七一一 | 八七七七一 | 一、六五〇七 |

四月主要物産生産実績

商工省では本年四月分の主要物産生産実績を発表したが、夫に依れば電力、石炭、鉄鋼等の基礎物資を除く製造工業部門は二、三月に比し平均二割程度の増産率を示してゐるが、基礎物資特に石炭等が減産傾向を示してゐるので今後の一般民需生産の原材料難は必至とされ、これらの生産活動は停頓状態を現出し生産再

開に悪影響を及ぼすものと憂慮されてゐる。生産実績左の如し。

主要物産生産実績(四月分、△印減)

| 品 名 | 単位 | 四 月 | 三 月 | 比 | 四月計画 対実績率 |
|---------|------|-----------|-------|--------|--------------|
| 石 炭 | 千瓩 | 一、六二〇 | △ | 一二 | 九八% |
| 亜 炭 | 〃 | 二〇五 | △ | 三四 | 八六 |
| コークス | 〃 | 一〇二 | △ | 七 | — |
| 瓦 斯 | 千立方米 | 三〇、〇六二 | 五、〇二八 | 一一 | 一一 |
| 国産原油 | 瓩 | 一八、一九八 | △ | 五一〇 | 九一 |
| 原油処理量 | 〃 | 二、三〇五八 | △ | 三九〇 | 九九 |
| 精製揮発油 | 〃 | 二、九三六 | △ | 七九 | 九九 |
| 燈 油 | 〃 | 一、六〇九 | △ | 八三九 | 五九 |
| 軽 油 | 〃 | 九五五 | △ | 三四八 | 八七 |
| B 重油 | 〃 | 八、二一九 | △ | 一、三〇三 | 一五一 |
| C 重油 | 〃 | 〇 | △ | 七二五 | 〇 |
| 機 械 油 | 〃 | 四、四七六 | △ | 一三五 | 一一八 |
| 半個塩機械油 | 〃 | 一、四七九 | △ | 三三八 | 五一 |
| 無水酒精 | 〃 | 五五 | △ | 六九 | 一四 |
| 含水酒精 | 〃 | 七二九 | △ | 四一五 | 五四 |
| 電力(火力) | 千KWH | 一八、二二〇 | 二、九六九 | — | — |
| 電力(水力) | 〃 | 二、一三九、五九六 | △ | 二四、一五〇 | — |
| 鉄 鉄 | 瓩 | 一〇、五六三 | △ | 三三四 | 七七 |
| 普通鋼々材 | 〃 | 二五、四二六 | △ | 五〇 | 一一三 |
| 金 瓦 | 〃 | 九五、〇〇〇 | △ | 六五、二二七 | — |
| 銀 瓩 | 〃 | 一、四二五 | △ | 七〇八 | — |
| 電 氣 銅 瓩 | 〃 | 九六四 | △ | 一五三 | 七二 |

經濟情勢調査(その一)

| | | | | | | | | | |
|-----------|---------|---|--------|-----|--------|-----|--------|---------|-----|
| 苛性ソーダ | 二、一〇九 | △ | 七八 | 五七 | ス | フ | 一、五六九 | 二五 | |
| ソーダ灰 | 一、八四五 | △ | 八七一 | 三五 | 絹 | 糸 | 一、二〇〇 | | |
| 硫酸 | 六二、九五五 | △ | 六三、九三三 | 八九 | ス | 糸 | 一、四九六 | 三〇一 | |
| 電話機 | 八、〇四八 | △ | 三、〇〇二 | 五五 | 人絹 | 糸 | 四九五 | 一一六 | |
| 自転車 | 三、〇二二 | | 七六七 | 三〇 | 毛 | 糸 | 一、二六二 | 一三九 | |
| トラツク台 | 一、四〇二 | | 二八七 | 九三 | 綿 | 糸 | 二、九六六 | 一四 | |
| 時計 | 二、三、八九二 | | 三、〇五四 | 九八 | 過燐酸石灰 | 千封度 | 八、〇〇〇 | 四、五九六 | 六六 |
| 電球 | 二、八六六 | | 一一一 | 一一五 | 石灰 | 素 | 一一、九七二 | 一、五三二 | 八二 |
| 真空管 | 一一七 | | 三二 | 一一 | 硫酸 | 安 | 三、九〇五 | 二、八六一 | 八九 |
| ラジオ受信機 | 三〇、八七四 | | 八、四五四 | 八三 | 板硝子 | 函 | 六五、六五五 | 六七四 | 七三 |
| 汎用変圧器 | 三、三六一 | | 六一二 | 八四 | A・P | 糸 | 四五 | 一七 | 七五 |
| 汎用電動機 | 一〇、一一八 | | 四、四六三 | 二二 | K・P | 糸 | 二〇五 | 七四 | 三〇 |
| 織機 | 二四四 | | 七七 | 二七 | G・P | 糸 | 九、九四二 | 二、〇八四 | 八二 |
| 紡機 | 〇 | △ | 一、四〇〇 | 〇 | S・P製紙 | バル | 四、四六一 | 一〇七 | 六五 |
| 製材木工機械 | 一一七 | △ | 三四 | 七一 | 人絹 | バル | 〇 | 五〇 | 〇 |
| アルミニウム | 三八一 | △ | 四五 | 二四 | 新聞用紙 | 千封度 | 四三四 | 一三〇 | |
| 鋳鉄管 | 二七五 | | | 二四 | 一般洋紙 | 英噸 | 一四、四三一 | 一、四〇六 | 七三 |
| ツルハシ、ハンマー | 一一〇 | | 二〇 | 一五〇 | クラフト紙 | 千封度 | 四三三 | 一三〇 | |
| コップ | 一五〇 | △ | 五〇 | 一〇七 | 自動車タイヤ | 本 | 一七、二〇五 | 一一、三二〇 | |
| 鉛板 | 九 | △ | 一 | 一 | 自転車タイヤ | 千本 | 四二六 | 一三四 | |
| 鉛 | 三九〇 | △ | 一三三 | 一九五 | 工業用革製品 | 千本 | 一四五 | 一五五 | 五四 |
| 亜鉛 | 九二二 | △ | 一三八 | 二一三 | 牛革 | 千本 | 二二二 | 八〇 | |
| 水銀 | 一、八二六 | △ | 一、二八八 | 七八 | 牛皮 | 千本 | 二〇九 | 一六〇 | |
| 電線 | 二、三五四 | | 三三二 | 一〇三 | 油脂 | 酸 | 九四〇 | 四〇七 | 一一〇 |
| 釘、針金、鉄線 | 三、三九八 | | 二、一九八 | 一三〇 | カーバイド | 千本 | 一八、〇一一 | 七、六〇六 | 一三九 |
| 硫黄 | 一、三三五 | | 四四七 | 二五 | セメント | 千本 | 八二、八四五 | △一三、九二二 | 一〇〇 |

| | | | | | | | |
|------|-----|-------|-------|-----|-----|-------|---------|
| 綿織物 | 千方碼 | 四、二七八 | 二九四 | — | 東北 | 一四七 | 一四三・六 |
| 毛織物 | 〃 | 一、三五八 | △ | — | 東部 | 四三 | 五三・〇 |
| 人絹織物 | 〃 | 五六三 | 二六八 | — | 西部 | 五 | 四・九 |
| 絹織物 | 〃 | 一、三三一 | 一、〇〇五 | — | 山口 | 一二〇 | 一四二・四 |
| 鍋 | 千個 | 六三〇 | △ | 九九四 | 九州 | 九五〇 | 九七一・八 |
| 釜 | 〃 | 一四二 | △ | 九八 | 全 国 | 一、七五〇 | 一、六九五・〇 |

(註) 本表は関係統制団体所属工場、事業場に関する統計である。

七月―九月硫化鈹割当計画

硫化鈹山協議会では七月―九月の硫化鈹割当に関する協議会を開催、硫化鈹二十万六千噸の供給を決定した。用途別内訳は左の通り。

| | |
|-------|----------|
| 硫 安 | 二〇七、〇〇〇噸 |
| 過磷酸石灰 | 六一、〇〇〇〃 |
| 其 他 | 七九、〇〇〇〃 |

五月中日本生糸積出高

五月中の米国向日本生糸積出高は次の如く横神合計一万九百二十六俵で、協定積出数量たる各月一万三千俵に対し、二千余俵の不足である。尚本年三月積出開始以来の累計は三万一千四百六十俵で、これ又協定積出数量に対し八千三百四十俵の不足となつて居る。

| | | | |
|-------|-------|-------|--------|
| | 横 浜 | 神 戸 | 合 計 |
| 白十四中 | 六、三〇〇 | 一、九三七 | 八、二三七 |
| 白二十一中 | 一、五〇〇 | 四八九 | 一、九八九 |
| 黄二十一中 | 七〇〇 | — | 七〇〇 |
| 計 | 八、五〇〇 | 二、四二六 | 一〇、九二六 |

五月分出炭実績

商工省では五月の石炭出炭実績を發表した。各地別出炭量は左の通り。

| | | |
|-------|-----|-------|
| 北 海 道 | 予 定 | 実 績 |
| | 四八五 | 五七九・三 |

(單位 千噸)

硬化油配給計画決定

油脂製品統制会社では今回硬化油等の第一四半期配給計画を左の通り決定した。(單位 噸)

| | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 織 維 | 一四〇 | 医 藥 | 一四 |
| 皮 草 | 一八 | 水 管 | 三 |
| 鉛 筆 | 一 | 保 有 | 四 |
| 合 計 | 一八〇 | | |

△同(食用)

| | | | |
|-----------|-----|-------------|-----|
| 人 造 巴 塔 ー | 三〇〇 | 医 藥 | 一一 |
| 索 麵 | 一・五 | ミ ー ト 巴 塔 ー | 二 |
| 保 有 | 五・五 | 合 計 | 三二〇 |

△脂肪酸

| | | | |
|---------|-------|---------|-----|
| 石 鹼 | 二、七五〇 | 蠟 燭 | 一一〇 |
| ゴ ム | 五〇 | 電 線 | 三〇 |
| 油 剤 | 七〇〇 | グ リ ー ス | 一五〇 |
| 浮 游 選 鉱 | 三〇 | 合 成 樹 脂 | 一一 |
| 農 業 | 三〇 | そ の 他 | 三一四 |
| 合 計 | 四、一八六 | | |

△グリセリン

| | | | |
|---------|-----|-----|----|
| 火 藥 | 一八〇 | 医 藥 | 八〇 |
| 電 氣 工 業 | 二一 | 塗 料 | 九 |

経済情勢調査(その一)

合 計 三三〇 六 その他 二四

五月末日現在産米買入状況

農林省発表による五月末日現在産米買入状況左の如くである。

産米買入状況調(五月三十一日現在、割当数量千石、買入数量石)

| 地方名 | 総 計 | | |
|-----|-------|-------------|-------|
| | 割当数量 | 買入数量 | 進捗率 |
| 北海道 | 一、〇〇〇 | 二五一、〇二七・二 | 二五・一 |
| 青森 | 四〇〇 | 二九三、四九三・三 | 七三・三 |
| 岩手 | 四九一 | 三四五、九三一・五 | 七〇・四 |
| 宮城 | 一、〇〇〇 | 六七二、二一七・二 | 六七・二 |
| 秋田 | 一、〇二六 | 八五六、七六七・三 | 八三・五 |
| 山形 | 一、一三〇 | 一、〇一六、三九三・四 | 八九・九 |
| 福島 | 九二〇 | 七五〇、九三九・一 | 八一・六 |
| 茨城 | 七八〇 | 六一〇、〇二〇・〇 | 七八・二 |
| 栃木 | 七八五 | 五四一、三〇六・二 | 六八・九 |
| 群馬 | 三五〇 | 三五〇、六〇七・二 | 一〇〇・一 |
| 埼玉 | 七二七 | 五八六、〇一七・四 | 八〇・六 |
| 千葉 | 八九二 | 五七四、二三四・七 | 六四・三 |
| 東京 | 二二五 | 二五、一八八・五 | 一〇〇・七 |
| 神奈川 | 一八二 | 一三五、一六五・八 | 七四・二 |
| 新潟 | 一、八五〇 | 一、四三七、一〇三・二 | 七七・六 |
| 富山 | 八七〇 | 五三三、八五九・〇 | 六一・三 |
| 石川 | 五五〇 | 四八七、二七六・七 | 八八・五 |
| 福井 | 四六〇 | 三五五、八六五・〇 | 七七・三 |
| 山梨 | 二〇〇 | 一一一、九一一・六 | 五五・九 |
| 長野 | 六四五 | 四九〇、三五七・四 | 七六・〇 |
| 岐阜 | 五一七 | 四七三、五三三・三 | 九一・五 |

| | | | |
|------|--------|--------------|-------|
| 静岡県 | 六〇六 | 五三八、六九四・一 | 八八・八 |
| 愛知県 | 八二九 | 七一三、九九四・六 | 八六・一 |
| 三重県 | 五七八 | 四五二、一七三・九 | 七八・二 |
| 滋賀県 | 八五〇 | 七三〇、四〇二・七 | 八五・九 |
| 京都府 | 三九六 | 三七五、九八七・七 | 九四・九 |
| 大阪府 | 三〇三 | 二九七、一九二・五 | 九八・〇 |
| 兵庫県 | 五二〇 | 五二四、一三三・八 | 一〇〇・七 |
| 奈良県 | 三〇一 | 二九五、四九一・三 | 九八・一 |
| 和歌山県 | 二〇八 | 一七〇、〇〇九・二 | 八一・七 |
| 鳥取県 | 二七七 | 二五三、八二九・九 | 九一・六 |
| 島根県 | 二六九 | 二六二、七二七・九 | 九六・七 |
| 岡山県 | 六四三 | 六七三、〇九五・八 | 八九・一 |
| 広島県 | 五八〇 | 四八六、五三八・三 | 八三・八 |
| 山口県 | 四五六 | 三五三、二七九・五 | 七七・四 |
| 徳島県 | 一〇〇 | 九九、一七六・五 | 九九・一 |
| 香川県 | 二八六 | 二五二、五二九・五 | 八八・二 |
| 愛媛県 | 三八〇 | 二三二、一五三・二 | 六一・〇 |
| 高知県 | 一三〇 | 七三、一六七・九 | 五六・二 |
| 福岡県 | 一、〇八一 | 七二四、〇一六・二 | 六六・九 |
| 佐賀県 | 六五〇 | 四〇九、二七九・〇 | 六二・九 |
| 長崎県 | 一六三 | 八六、七九七・九 | 五三・二 |
| 熊本県 | 九七六 | 三八二、八三一・六 | 三九・二 |
| 大分県 | 五一六 | 二四九、三一八・五 | 四八・三 |
| 宮崎県 | 二二二 | 一一八、二九二・九 | 六〇・五 |
| 鹿児島県 | 四五一 | 二〇四、九六八・一 | 四五・四 |
| 計 | 二六、五六一 | 一九、七六九、二九八・五 | 七四・四 |

〔註〕

①五月下旬のみの買入数量は十九万六千八百十二石九斗

②山口、長崎、鹿児島は報告未着のため概数

五月分硫安生産実績

硫安肥料製造業組合では七日硫安の五月分生産高を発表したが、これによれば
 総計四万一千六百九吨で、商工、農林両省の生産基準数量に比し十割三分といふ
 終戦後初の好成績を示した。好転の主要原因は五月十七日附聯合軍總司令部が発
 した肥料に関する覚書により指定工場に生産努力を集中する様指示された結果、
 各工場に安定感を与へ生産意欲を刺戟するに至つたためであるとして見て居る。工場
 別生産量は左の通り。(単位吨、括弧内は基準数量)

| | | |
|-----------|---------|----------|
| 日 窒 水 俣 | 三、六四二 | (二、四〇〇) |
| 三 菱 黒 崎 | 一、五九九 | (二、〇〇〇) |
| 日 産 富 山 | 九、一〇一 | (五、二〇〇) |
| 日 東 八 戸 | 一、五一九 | (一、一九二) |
| 同 横 浜 | 八五六 | (一、一四〇) |
| 東 庄 大 牟 田 | 一、六三〇 | (三、七六〇) |
| 同 彦 島 | 八五二 | (五、四四) |
| 同 北 海 道 | 一、一八六 | (一、六〇〇) |
| 別府化学(別府) | 三二二 | (四、五六) |
| 宇部興産(宇部) | 四、〇三三 | (四、四八〇) |
| 東 亜 名 古 屋 | 二、七八二 | (二、六〇〇) |
| 旭化成延岡 | 一、一八五 | (一、九八四) |
| 東 北 秋 田 | 九一九 | (一、〇四〇) |
| 昭 和 川 崎 | 二、五六五 | (三、四三二) |
| 日 新 新 居 浜 | 八、五三四 | (七、〇四〇) |
| 日 鉄 広 畑 | 六 | |
| 同 八 幡 | 二四七 | |
| 同 輪 西 | 二一 | |
| 計 | 四一、六〇九 | (四〇、五三二) |
| 一月より累計 | 一四五、四九四 | |

(右の内旭化成延岡工場分は推定)

国内経済調査(上) 昭和二十一年四月—六月

馬鈴薯割当総量決定

二十一年度産馬鈴薯の生産府県別割当は農林省で生産見込高、農家自家保存見
 込高、米麦雜穀等の保存事情を基礎として割当量を算出し、早場地方は五月上旬
 から順次運場地方へと割当を行つて来たが、六日北海道を最後として全国の割当
 を終つた、割当数量は約二億貫であり、内一億三千万貫を主食に振向ける。

硫安実産能力

硫安工業振興委員会では過般の現地視察の結果、既存十五、転換三、計十八工
 場の来年三月末における実産能力を百四十八吨と査定し、商工農林両省に提出し
 た。各工場別の数字は左の通り。(単位 千吨、括弧内の数字は公称能力)

| 工場名 | 二十二年 | | 合 計 |
|-----------|-------|-------|-----|
| | 年間完成 | 三月末 | |
| 東洋高庄(北海道) | 四〇 | 六〇 | 一〇〇 |
| 日東化(八戸) | 三五 | | 三五 |
| 東北肥料 | 二〇 | | 二〇 |
| 昭和電工(川崎) | 一二五 | 一二五 | 二五〇 |
| 日東化学(横浜) | 三〇 | | 三〇 |
| 日産化学(富山) | 一〇〇 | 二〇 | 一二〇 |
| 東洋高庄(彦島) | 一〇 | | 一〇 |
| 三菱化成(黒崎) | 五〇 | | 五〇 |
| 東洋高庄(大牟田) | 六〇 | 七〇 | 一三〇 |
| 日産(水俣) | 六五 | 三五 | 一〇〇 |
| 東亜合成(名古屋) | 五〇 | | 五〇 |
| 別府化学(別府) | 三〇 | | 三〇 |
| 日新化学(新居浜) | 一五〇 | 四〇 | 一九〇 |
| 宇部興産(宇部) | 一五〇 | | 一五〇 |
| 旭化成(延岡) | 三五 | | 三五 |
| 合 計 | 一、三〇〇 | 一、七七五 | |

(以下転換工場)

| | | |
|-----------|----|----|
| 日本水素(小名浜) | 六〇 | 六〇 |
| 東洋高圧(大牟田) | 二〇 | 二〇 |
| 日新化学(新居浜) | 二〇 | 二〇 |

| | | | |
|------|----------|----------|----------|
| 電気銅 | 一、五〇三噸 | 七五噸 | 一、五七八噸 |
| 木材 | 五四七、四三九シ | 一五〇、〇〇〇シ | 六九七、四三九シ |
| コークス | 三一、四〇〇シ | 二、五〇〇シ | 三三、九〇〇シ |

七月配炭計画

日本石炭会社はこの程七月分配炭計画を左の通り決定した。

| | | | |
|------|----------|--------|------------|
| 山元消費 | 一八五、〇〇〇噸 | 製塩 | 四五、〇〇〇噸 |
| 電力 | 四一、〇〇〇シ | 硫酸 | 一一〇、〇〇〇シ |
| 船舶燃料 | 七〇、〇〇〇シ | 鉄鋼 | 九六、〇〇〇シ |
| 特殊需要 | 八七、〇〇〇シ | 瓦斯コークス | 一〇三、〇〇〇シ |
| セメント | 三五、〇〇〇シ | 合計 | 一、七〇六、〇〇〇シ |
| 鉄道 | 五〇〇、〇〇〇シ | | |

商工省重要物資の死蔵量発表

商工省では三月から実施した主要隠匿物資の買上を二十二日一応締切り其の数量を発表した。尚右は二月十七日の隠匿物資緊急措置令による買上分だけの集計で四月二十七日の商工、農林、内務三省次官通牒で各地方が一斉に開始した隠匿物資の臨検、摘発による分は含んで居ない。買上数量は左の如くである。(括弧内は予想数量)

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 揮発油一、六七七軒(一五、〇〇〇)△重油一、四七二軒(一、八〇〇)△原糸五八四千貫(一、〇〇〇)△縫糸一五九千貫(五〇)△織物四、八一八千反(五、〇〇〇)△毛布八八千枚△服六四六千点△シャツ及ズボン下、〇八八千点△軍手四四六千双△靴下、〇五三千足△足袋二千足△織維層四、二六〇千貫(五〇〇)△生ゴム一、二二一噸(一、〇〇〇)△地下足袋一四九千足(二〇〇) |
| △総ゴム靴二三千足(二〇)△自転車用タイヤ九十貫△革一四七噸(五〇〇)△革靴七二千足(二〇)△鉄鉄二〇、三五二噸△普通鋼々材一七八、一四二噸△釘八千樽△鋼索六三五噸△亜鉛鉄板五万四千枚△電気銅、黄銅、青銅並びに其の屑及故三〇、九八三噸(二二、〇〇〇)△アルミニウム及ジュラルミン並びに其の屑及故一五、五一九噸(二三、〇〇〇)△電動機三万台(五)△変圧機四千台(五)△電球一、八六四千個(三、〇〇〇)△軸受四、二一八千個(三、〇〇〇) |

本年上期(四月―九月)農機具生産確保対策決定
 商工省では本年上期(四月―九月)の農機具生産を確保する為「農機具生産確保対策」及上期所要資材を決定した。対策の要領及所要資材左の如し。
 一、資材の確保 ①特殊物件として食糧部門へ割当てられた資材のうち農機具等を速かに農機具製造業者へ配給する②第一四半期の物資需給計画で食糧部門へ配当した資材のうち農機具等を速かに商工省へ移管する③物資需給計画策定に当つては石炭、肥料と同じやうに優先的に農機具部門の割当を確保すると共に現物化も同様優先的に取扱ふ。
 二、再圧延用石炭の確保 不適当な鋼材を再圧延するため必要な石炭四千噸の供給を確保する。
 三、コークスの確保 コークス不足は最大の隘路であつて約三万四千噸のコークスを確保する。
 四、協力官の指導援助 第一次指定の米麦関係主要農機具工場について生産協力官は生産隘路の打開に努め技術向上及び優良製品の大量確保を図る。
 五、資金供給の確保 ①農機具工場は中小工場が多く資金獲得が困難なため大蔵省で資金供給確保の措置を講ずる②統制機関に対する農機具引渡額の一定部分を現金で入手できるやうにする。
 六、輸送の優先 農機具及び農機具用資材は食糧と同時に配車の優先扱ひをすると共に小運送用資材の確保を図る。
 尚近く価格も引上げるはずである。

| | | | |
|-------------|---------|--------|---------|
| 二十一年度上期所要資材 | 中央 | 地方 | 計 |
| 銑鉄 | 一〇、二八一噸 | 七三五噸 | 一一、〇一六噸 |
| 鋼材 | 一六、一四二シ | 四、六〇〇シ | 二〇、七四二シ |
| 特殊鋼 | 七六九シ | 三〇〇シ | 一、〇六九シ |

占領開始より本年五月末迄の本邦貿易推定額

二十六日第七回対日理事會席上聯合軍總司令部經濟科学局輸出入課長フレミング氏はソ聯代表よりの要請に基き日本輸出入貿易の現状に關し報告をなし、占領開始より本年五月末迄の日本の貿易額推定を次の如く發表した。

(單位千弗)

| 輸出 | 輸入 |
|---------|---------|
| 英 邦 | 一、〇二六 |
| 中 國 | 七六六 |
| 朝 鮮 | 七、八〇二 |
| 蘇 聯 | 二二三 |
| 米 國 | 四一、八五八 |
| 合 計 | 五一、四七五 |
| 輸 出 超 過 | 一三三、六三一 |

主なる輸出品：生糸、石炭、鋳山用資材及び機械、蚕卵紙、桑種子、各種輕工業製品

主なる輸入品：食糧、医療器械、磷鉍、石油製品、塩

五月分主要物資生産実績

商工省では五月分主要物資生産実績を左の如く發表した。(△印は減少)

品 目 單位 実績 対四月 五月計画 増減率 対実績率

◇燃料電力

| | | | | |
|------|------|--------|---|-----|
| 石 炭 | 千 噸 | 一、六九五 | 四 | 六九 |
| 亞 炭 | 〃 | 一九五 | △ | 八一 |
| コークス | 〃 | 一〇七 | 五 | 一 |
| 瓦 斯 | 千立方米 | 二九、五八一 | △ | 一〇六 |
| 国産原油 | 噸 | 一九、八三四 | 六 | 九四 |
| 精製燈油 | 〃 | 二、二八三 | 四 | 九七 |
| B重油 | 〃 | 九、四九二 | 一 | 一六八 |

| | | | | | |
|----------|------|-----------|---|----|-----|
| 機 械 | 油 鈎 | 三、三七四 | △ | 二四 | 一〇七 |
| 電 力 (火力) | 千KWH | 三〇、四一七 | | 六六 | 一 |
| 電 力 (水力) | 〃 | 二、三一四、三六九 | | 八 | 一 |

◇基礎物資

| | | | | | |
|---------|---|---------|---|-----|-----|
| 銑 鉄 鈎 | 噸 | 一四、六七六 | | 三七 | 一〇五 |
| 普通鋼々材 | 〃 | 二二、〇〇七 | △ | 一三 | 九七 |
| 金 瓦 | 〃 | 一三三、〇〇四 | | 四〇 | 一 |
| 銀 鈎 | 噸 | 八、三〇四 | | 四八二 | 一 |
| 電 氣 銅 鈎 | 噸 | 一、一〇三 | | 一四四 | 一八二 |
| 亞 鉛 鈎 | 噸 | 一、〇六八 | | 一五 | 一 |
| 電 線 | 〃 | 二、四六七 | | 四 | 一二二 |

◇機器類

| | | | | | |
|-----------|----|--------|---|-------|-----|
| 製材木工機械 | 台 | 一、七五五 | | 一、四〇〇 | 一 |
| 農 機 具 | 千円 | 三六、〇〇〇 | | 二〇 | 七二 |
| 汎用電動機 | 〃 | 九、一九四 | △ | 九 | 六四 |
| 汎用変圧器 | 〃 | 三、三九四 | △ | 一 | 七四 |
| 真 空 管 | 千個 | 一五〇 | | 二八 | 一五 |
| 電 球 | 〃 | 三、六三九 | | 三五 | 一〇三 |
| 時 計 個 | 〃 | 四八、五二九 | | 一〇三 | 一 |
| ト ラ ッ ク 台 | 〃 | 一、二七二 | △ | 九 | 七二 |

◇化学工業製品

| | | | | | |
|-------|---|--------|---|----|-----|
| 硫 酸 鈎 | 噸 | 七二、六四五 | | 一四 | 八四 |
| ソーダ灰 | 〃 | 二、〇九八 | | 一三 | 四二 |
| 苛性ソーダ | 〃 | 二、〇八〇 | △ | 一 | 五一 |
| セメント | 噸 | 八六、七二五 | | 四 | 一二四 |
| カーバイド | 〃 | 一四、七八三 | △ | 一七 | 四一 |
| 板硝子 | 噸 | 六九、七三五 | | 六 | 一〇五 |

◇紙パルプ

| | | | | | |
|---------|-----|--------|---|----|----|
| クラフト紙 | 千封度 | 一九五 | △ | 四〇 | 一六 |
| 一般洋紙 | シ | 一七、七四一 | | 二六 | 九〇 |
| 人絹パルプ | 英噸 | 一、〇〇三 | | 〇 | 三五 |
| GP製紙パルプ | シ | 一一、九八三 | | 二〇 | 九八 |

◇化学肥料

| | | | | | |
|-------|----|--------|--|----|----|
| 硫 | 安施 | 四一、七〇二 | | 三〇 | 八二 |
| 石灰窒素 | シ | 一四、七八三 | | 一三 | 六四 |
| 過磷酸石灰 | シ | 九、四三八 | | 一七 | 七三 |

◇糸織物

| | | | | | | |
|-----|------|-------|-------|----|----|---|
| 綿 | 糸 | 千封度 | 二、八二一 | △ | 四 | — |
| ス | フ | 糸 | 二、四二五 | | 六二 | — |
| ス | フ | シ | 二、〇五二 | | 三〇 | — |
| 綿織物 | 千平方碼 | 五、七七一 | | 三四 | — | — |
| 毛織物 | シ | 一、四七一 | | 九 | — | — |
| 絹織物 | シ | 一、一七七 | △ | 一一 | — | — |

◇日用品

| | | | | | |
|------|----|--------|---|----|-----|
| 鍋 | 千箇 | 五七六 | △ | 一九 | 二九 |
| 釜 | シ | 二七二 | △ | 九〇 | 六六 |
| 革靴 | 千足 | 一一六 | △ | 一 | — |
| ゴム靴 | シ | 二八六 | △ | 一 | — |
| 地下足袋 | シ | 一、八二四 | △ | 一〇 | — |
| 石鹼 | 噸 | 一、六四四 | △ | 一 | 一二二 |
| 燐 | 寸 | 一四、〇五〇 | | 一七 | 八四 |

運輸省鉄道會議設置

運輸省では鉄道経営を民主化し基本的施策の決定に当り国民の輿論を反映せしむる為今回新たな構想による「鉄道會議」を設置することとなり、三日新官制を公布即日実施した。

改正要項左の通り。

- 一、施策の決定に当つては會議の諮詢を経なければならぬ事項を拡張、国有鉄道の事業計画その他省営航路と省営自動車路の選定、鉄道経営の重要な基本的政策や運賃、運送条件に関する重要事項を追加した。
- 二、民間各界議員の任命を広く各種団体の推薦による。
- 三、専門事項の調査のため議長の名指に基いて専門委員を置くことが出来る。
- 四、議長は議員の互選とし會議は自主的に運営することを建前とした。
- 五、議長の任期三年を一年に改正。
- 六、會議は常置的機関として常に運輸当局と密接な連絡をとりその運営企画の徹底を期する為會議に事務局を設置。

大蔵省六税関設置

大蔵省では関税行政機構整備の為現在海運局に於て取扱つて居る関税事務を大蔵省に移管新たに横浜、神戸、大阪、名古屋、門司、函館の六税関を設置することとなり、これに関する税関官制を三十一日公布一日より施行した。

ゴム製品需給協議會設置

ゴム統制組合ではゴム製品の配給を民主的に行ふ為中央、地方にゴム製品別(ゴム履物、自転車タイヤ、チューブ、ベルト、ホース、工場用品)の需給協議會を設置することとなり、今回ゴム製品需給協議會要領を作成、理事会に付議決定したので近く当局の諒解を得て実施する。本協議會の設置に依り、ゴム製品の配給割当の最終決定権は商工省より今後この協議會に移ることとなる。

隱匿食糧供出促進委員會設置要領決定

政府は緊急食糧対策の一環として隱匿食糧の摘発供出を一段と強化するため各都道府県に隱匿食糧供出促進委員會を設置することとなり、十五日農林内務両次官名でその旨地方長官宛通牒を発した。右は隱匿食糧供出に關し地方長官を中心として官民合同の委員會が主体となつて強力に隱匿食糧の供出を促進するもので委員には市町村長、政党関係者、新聞関係者、労働組合、消費組合及び農民組合を含めた生産団体等広く国民各界代表者を以て組織し、従来兎角隱匿食糧摘発供出に不明朗な点があつたのを一掃し公正且つ健全なる国民生活を圖らうとするも

のである。

貿易臨時措置令制定

政府は輸入に必要な見返り物資の調達と戦後の臨時的な貿易体制を規定した「貿易」等臨時措置令を定め二十日ポツダム宣言受諾に伴ひ発する勅令として公布施行した。

- 一、原則として政府(貿易庁)以外のものは輸出入貿易を行ふことができない。
- 二、主務大臣は輸向物資を確保するため必要な物資の譲渡その他の処分や使用、消費、所持、保管移動につき命令を発したり、制限や禁止を行ふことができる。
- 三、主務大臣は右に必要な報告をとり、又臨検書類検査を行はせることが出来る。
- 四、一及二の違反に対しては三年以下の懲役又は一万円以下の罰金三の違反には千円以下の罰金に処す。

交易営団解散令公布

政府は三月十四日マ司令部より発せられた交易営団の解散命令に基いてこの程「交易営団解散令」を定め二十日ポツダム宣言受諾に伴ひ発する勅令として公布した。この内容は殆んど清算技術を規定したものが営団の解散はこれが初めて一般の会社とはその性格や組織が違ひ、従つて解散手続も別個の形をとつて居る。その主なる点左の如し。

- 一、清算の監督は司法裁判所の監督によるのが例だがこれを商工大臣が監督し、
- ①清算人の選任解任、②清算方法、③財産の処分、④報告調査、⑤清算監理委員会等に関する監督。

二、清算監理委員会は清算に関する重要な事項を審議するために清算監理委員会を設け関係官吏民間出資者債権者、学識経験者で構成する。

尚本令は営団の解散準備(約一ヶ月)出来次第施行する筈。

商工省輸出商品検査制強化

商工省では輸出商品の品質低下を防止するため検査制度を強化することゝなり、取敢ず一時運用を停止して居た輸出絹織物取締法及び輸出毛織物取締法の国

営検査を復活すると共に、その他の主要輸出品については重要輸出品取締法又は輸出水産物取締法により貿易庁の指導監督下に民間団体に検査を行はせることになつた。検査対象品目は左の如くである。

綿織物、メリヤス製品、布帛製品、ゴム製品、石鹼、練粉乳、自転車、電球、マツチ、刷子、水産物、鉛筆、木蠟、セルロイド製品、紡織用木管、磁器、器、罐詰、硝子製品。

石炭非常時対策閣議決定

石炭生産事情は三月以降悪化の一途を辿り五月は百七十五万噸の予定量に対し百六十九万五千噸程度に止まり、このまゝで行けば重要民需生産はもとより鉄道、瓦斯、熔鉱炉等にもかなり危機が予想されるので政府はこの打開の爲種々対策を攻究中であつたが、今回成案を得七月の閣議で左の如き「石炭非常時対策」を決定した。

石炭非常時対策

現下の破局を切抜けるためには所謂生産管理に対する政府の方針決定、経営協議会の設置、労働争議調停方法の確立など労働争議に対する政府の採るべき方針を至急決定すると共に炭礦労働者の食糧、賃金、炭礦金融、貯炭の払出などについて、次のやうな思ひ切つた施策を講じて石炭増産を図らねばならぬ。

一、炭礦労働者の食糧確保 ①炭礦労働者(坑内現場係員を含めること)及びその家族に対する主食の配給量は現行六合、三合の基準を継続する②右基準量の主食については絶対に現物の確保を図ること、このため国内食糧で足りなければ食糧輸入を懇請し之を優先的に炭礦に配給する。

二、炭礦労働者の現行賃金水準の確認 総合的賃金水準は出来るだけ早くこれを決定する必要があるのは勿論であるが、炭礦労働者の現行平均賃金基準坑内十八円、坑外十円は余りにも低いため、最近種々の名目で臨時給与を支給してある状況なので、別項石炭買取価格値上げの実施と睨み合せてなるべく能率に依じた賃金支給方法に改めさせる。なほ職員の給与についても右の趣旨に準じ措置する。

三、石炭買取価格の引上 現行の石炭買取価格は価格調整補給金の予算に拘束さ

れて実情にあはぬやうな低額に定められ、而も最近の労賃その他あらゆる資材の値上りのため石炭の生産費は著しく昂騰して、炭礦の経営が益々困難となつてゐるので買取価格を経営のなりたち得る程度に値上げを認める。之に關聯して価格調整補給金制度の根本的改訂について至急検討の上実情に即した新方針を決定する。

四、炭礦金融を積極的斡旋 石炭生産計画遂行に必要な起業資金、運転資金などを確保するためには命令融資などが認められない現在では、特別の金融機関を設置するほど根本的方策を講ずる必要があるが、差当り上期の所要資金について積極的に資金の斡旋をする。

五、坑木、労務者住宅用木材の確保 石炭増産に支障なからしめるため坑木及び住宅用木材の現物供給を絶対確保する。

六、貯炭の強行払出 ①坑所貯炭で通常の方法では払出し難い所謂死蔵貯炭を適当な需要者に開放し労力、資材、トラックなどの応援によつて死蔵貯炭を出来るだけ払出すと共にその他坑所、港頭の貯炭についても更に払出しを促進し、このためトラック、ガソリンなどを確保する②消費者その他の所有する貯炭で差当り使用される見込のない所謂退蔵貯炭を出来るだけ払出させこれを活用する。このため必要があれば強権をも発動する。

食糧供出量算出方式決定

政府は昭和二十一年米穀年度における六月以降の需給確保のため新麦、馬鈴薯及び二十年産米の供出を如何な方法に依り算出するやを検討中の処十月左の如き供出量算出基礎方式を決定した。

綜合供出量算出基礎方式

一、昨年産麦、蕎麥、雜穀、豆類はそれト各地方で新米に喰ひついた時期を起點にその当時の現在高を左により推定した。

(一) 新米に喰付の起點的時期は次による。

北海道、北陸地方十月五日▽青森、秋田、山形十月二十五日▽岩手、宮城、福島十一月一日▽関東(山梨、長野を含む)山陰地方及び高知十一月五日▽東海、近畿地方十一月十五日▽中国、四国地方(高知を除く)十一月二十五日

▽九州地方十二月一日

(二) 昨年産米は実収高より五月末日までの供出數量を控除したものを農家保有米とし、これから種子用、自家醸造原料用、食用見込數量を差引いたものを見込んだ。なほ昨年産米は相當の横流れ數量を認められるが、実収高が極端に低位にある數量なのでこの點は計算上考慮外においた。

(三) 昨年産麥類は米と同様の方法により麥類の年間保有量を算出し、これから種子用、自家醸造用及び飼料用の見込數量を差引き飯用充當見込量を出し、これに各地方別の時期別消費率を乗じ(一)の起點時期の際の保有見込量を推定した。

(四) 蕎麥も麥と同様の方法で算出したが、甘藷については昨年秋の横流れ事情を地区別に或る程度の差異を附して參酌し、又起點時期までの消費については馬鈴薯は年間平均に消費(概ね七月以降三月までに平均的に消費)されるものとし、甘藷は起點時期までに北海道、東北、北陸を除く地方において一律に保有量の五分が消費されるものと計算した。

なほ蕎麥については馬鈴薯、甘藷ともに食用に充當される保有數量のうち主食充當用として地方的に或る程度の差異を附し最高五割、普通三割を見込み残余は副食用として考へた。

(五) 雜穀、豆類(大豆は味噌醬油原料用、飼料用、副食用等に全部が充當されるものとして除外)も右同様の計算をし、これは年間平均に消費されるものとした。なほ豆類は五割が主食用に充當されるものとした。

二、一によつて算出された保有推定量に各起點時期から五月末日までに米作農家、麥作農家その他の農家(養蚕專業、蔬菜專業、果樹專業等)及び地主に対して配給されたものを算出して兩者を合計し各起點時期から五月末日までの供給量を算出した。

三、各地方別の起點時期から五月末日までの農家の飯用消費見込高は左の基準を基礎とし減取事情を考慮し、或る程度の消費減を見込み米麥作農家その他農家地主のそれぞれを乗じて算出した。この人口は本年四月二十六日の統計局調査の人口に依つた。

- (一) 米麦作農家一人一日当り三合一五
 - (二) その他農家二合五勺(右の二割減)
 - (三) 地主二合二〇五(三合一五の三割減)
 - (四) 二から三を差引いて六月一日現在の農家保有食糧の現在高を算出した。
- 四、右保有食糧現在高の米麦、雑穀別は大体次により推定した。
- (一) 二十年産馬鈴薯甘藷は五月末日以前に全部消費するものとした。
 - (二) 二十年産麦類は過去の消費実績率により六月一日以降に残るものを推定した。
 - (三) 二十年産雑穀は平均的に消費されるものとして六月以降に残るものを推定した。
 - (四) 毎月の所要量は右の(一)(二)(三)の合計を減じたものを米の消費量とし六月以降に残るものを推定した。
- 五、本年産新麦については五月一日現在作況調査その他の資料に基いて生産高を見込み、これから種子用、自家醸造原料用、飼料用を差引いたものを計上した。
- 六、馬鈴薯については種子の配給実績量、作付面積等を基礎に推定した生産高に基いて、これから種子用、飼料用を除いたものを食用に充当されるものとし、このうち主食用として七割を見込んだ。
- 七、五乃至六の合計数量をもつて六月一日以降新米喰ひ繋ぎ時期までの飯用供給高とした。
- 八、六月一日以降新米喰付までの時期の農家の飯用所要高は左によつてこれを算定した。
- (一) 新米喰付時期は上掲と同じ。
 - (二) 六月中の所要高は五月までと同様の基準で算出した。
 - (三) 七月以降の農家一人一日当り基準所要量は一律に二合二〇三とし不耕地主は農家より除外し一般消費者として取扱ふこととした。
 - (四) 右のほか米麦その他の耕作面積に應じ左の基準で生産者に対しては加配することとした(期間は六月以降新米喰付までの期間とす)。

- (イ) 米耕作面積一反歩に対し九升(東北、北陸地区は六升、九州は一斗)
 - (ロ) 麦藪は五升(九州地区は四升)
 - (ハ) その他二升
 - (五) 農家人口は前記同様四月二十六日の統計局調査人口によつた。
- 新麦、馬鈴薯の供出方針
- 一、新麦及び春馬鈴薯について綜合供出を認める。
 - 二、新麦、春馬鈴薯の供出割当は農家保有現在食糧及び新麦、馬鈴薯の生産見込量を基礎として農家において概ね新薯への喰繋ぎまでに必要と認められる飯用、種子用その他所要量を各農村に残置する計算をもつて算出された数量を政府は各都道府県に対し割当てる。
 - 三、新穀喰繋ぎ時期は政府で数地区に分けて定める。
 - 四、供出割当量は七、八、九の三ヶ月(地区によつては十月)の概ね三ヶ月計画とし総量及び月別数量を定める。
 - 五、各府県においては政府の割当基準に準じて算出方法を定めるやう食糧委員会と協議の上政府からの割当数量に基いて各市町村別に割当数量及び方法を定める。
 - 六、各市町村は各市町村長が食糧調査委員会の決定に基いて部落を通じ各生産者に対し割当を行ふ。
 - 七、市町村食糧調査委員会は食糧検査員とともに村内食糧の的確な数字を把握し、馬鈴薯の生産高についても正確を期し、これに基いて割当る。
 - 八、政府は前項五、六、七の割当数量のすべてを買入れ政府において操作する。
 - 九、麦及び馬鈴薯の実収高が生産見込高に比し著しく低い場合は村外搬出数量の一部を減免する。これは九、十の供出量で調整する。但し虚偽の場合は取消す。
 - 十、強権は原則として発動しない。発動する場合は都道府県の地方食糧委員会の審査によつて決する。
- 生糸加工費再引上
- 農林省ではさきに生糸加工費の引上げを実施したが、その後生産費の昂騰著し

く採算割れとなるので新繭の出廻りを控へて過般来蚕糸調査会案を基礎に具体案を考究中のところ、今回生糸加工費現行十六貫入一俵二千三百二十円を六割三分引上げて新繭(七百掛)古繭(二百掛)とも三千六百五十八円とすることに決定、五月一日よりの受検生糸に遡及して実施する。従つて新繭による十四中格一俵の生糸価格(蚕糸業会買入価格)は左の如くなる。尚古繭(二百掛)の場合は七千八十二円、座繰の場合は更に二百円、新規機械によるものは三百円を加算することになった。(単位円)

| | | | |
|---------|---|---------|--------|
| 繭 | 元 | 七百掛 | 一一、二〇〇 |
| 農業会取扱手数 | | 十四掛(貫当) | 二二四 |
| 加工販売費 | | | 三、六五八 |
| 合 計 | | | 一五、〇八二 |

化学肥料の緊急増産対策決定

商工省では肥料増産の根本対策として優秀な窒素肥料工場の重点操業を考へ、今後会社が設備の新設、拡張、補修をしやうとする場合は商工大臣に届出で、又商工大臣が、設備の譲渡命令や計画の変更、工事の中止、廃止等を命ずることの法的根拠を定めることになり、十八日の閣議へ星野商相より報告十九日ポツダム宣言受諾に関する商工省令として「化学肥料の緊急増産に関する件」を公布実施することとなつた。肥料の増産については五月十七日マ司令部から特に窒素肥料の緊急増産を図るために補修拡充転換をなすべき工場(硫酸十六石灰窒素十五)を指定して、この工場に原料資材を集中する様指令があつたが、今回の省令もこの指令に基くものである。

馬鈴薯供出買上値段決定

農林省では二十七日春馬鈴薯の供出買上値段を決定、発表した。新馬鈴薯は新麦と共に中間端境期乗切りの重要な役割を持つてゐるので当局でもその価格の決定を急いでゐたが、新麦の価格との関係もあり予定より稍遅れて決定を見た。決定を見た買上値段は供出の促進を図る為奨励金の加算に依り供出期限までの分は十貫当四十八円で(現行買上価格八円八十銭)期限後の分は二十四円となつてゐる。

又配給値段も四十八円で運賃其他集荷費、配給、手数料等合計約十二円は政府負担となる。尚供出期限は

- 東海(岐阜を除く)、伊勢、九州方面 七月末
- 関東、岐阜、山梨、長野各県及び北陸地方 八月末
- 東北 九月末
- 北海道 十一月末

「閉鎖機関に関する債権の時効等の特例」公布

五月九日附聯合国最高司令官の覚書を実施する為に「閉鎖機関に関する債権の時効等の特例」に関する勅令第三百二十九号を六月二十日公布即日施行した。本勅令は戦時金融在庫を始め四十五の閉鎖機関とこれに準ずるもの、債権又はこれらのもに對する債権について時効等の特例を設けこのやうな機関とこれに對する債権者を保護することを目的としたものである。

六月二十日現在全国主食遅配状況(単位目)

- △青森県 青森市三三、弘前市二三、八戸市二五、郡部一四・五、大湊田名郡地区三一・八
- △秋田県 秋田市一・九、其他一・三
- △東京都 二二・八
- △神奈川県 横浜市一六・一、川崎市二七・四、横須賀市一五・四、平塚市一六・五、小田原市一六・三、鎌倉市一八・四、藤沢市二三・二、其他一五・一
- △京都市 六・三
- △大阪府 大阪市九・五、布施市九・六、堺市一〇・六、其他九・七
- △山梨県 甲府市一〇・五、其他一二・五
- △広島県 広島市二・五、呉市二・八、其他一・六
- △富山県 富山市〇・九、高岡市四・五、其他〇・五
- △長野県 長野市一、其他五・九
- △福岡市 一・七
- △ポーレー氏北鮮視察発表表

南部朝鮮占領の米第二十四軍司令部は米大統領特使対日賠償委員長ポーレー大

使が四日京城で発表した北鮮の工業地帯視察旅行に関するステートメントを発表した。要旨次の如し。

吾々は北緯三十八度線以北の蘇聯占領下の北鮮視察旅行を終つた。吾々は次の諸地方と都市を訪問した。

平壤地区—平壤、兼二浦、鎮南浦、宣川

水豊地区—新義州、龍岩浦

元山地区—元山

吾々はこれらの地域に在る製鉄、製鋼、金属、化学、電力、鉱山、製粉、熔鉱、繊維、パルプ、製紙、食糧工場を技術上限なく視察した。これらの工場のあるものは操業してゐたが、あるものは休業してゐた。吾々の一行は蘇聯軍のロマネンコ將軍に案内された。そうしてこの視察旅行は蘇聯当局によつて前以て周到に計画、準備されてゐた。吾々が米本國や南朝鮮で聞いてゐたところでは、工場施設の多くのものが撤去されたといふ噂であつたので、予は蘇聯軍のI・M・チスチアチコフ將軍に實際撤去が行はれたか、また行はれたとすればどんなものを撤去したかを率直に質問した。これに対し同將軍は如何なる施設も蘇聯に持去つたものはないと言明し、更に施設を撤去しないといふことを蘇聯の高級当局で決定、且つ同將軍が支持した政策であるといつて加へた。吾々の一行はこんな噂を耳にしてゐたこと、朝鮮人や極東の諸国民の利益のために朝鮮の工業を復活しようと心掛けてゐるので、かゝる撤去が行はれた事実があるかどうかを確かめようとしたのである。併し事實はほんの僅かのものであつた。

その一つは視察の第一日にある操車場で各種の工作機械を積んだ一列車と太い銅線を積んだ二車輻を見た。これは恐らく朝鮮内のある地点から他の地点に運ぶものであらう。もう一つの例はある変電所で電気器具と変圧器が除去され積出すばかりに梱包されてゐたのを見た。これとて朝鮮領内の移動のためのものであり得るのである。

賠償関係管理工場数

賠償工場の決定に先立ち、曩に聯合軍總司令部は三百八十四の航空機工場工廠等に対して管理命令を發したが今回更に保全すべき工場、工廠、研究所の追加削

除に關して日本政府に対し指示があつた。右に依り管理工場数は左の通り五百八十四工場に上る。

| | 前回指定分 | 追加分 | 削除分 | 計 |
|--------|-------|-----|-----|-----|
| 航空機工場 | 二六四 | 二一〇 | 二二三 | 四五一 |
| 旧陸海軍工廠 | 七六 | 一〇 | 〇 | 八六 |
| 研究所 | 四四 | 九 | 六 | 四七 |
| 合計 | 三八四 | 二二九 | 二九 | 五八四 |

第六回対日理事会議題

聯合國対日理事會事務局は七日、六月十二日開催予定の第六回理事會會議題を左の通り發表した。

- (一) 日本の漁業及び捕鯨海面の拡張
- (二) 日本の労働団体と外國の労働団体との聯絡再開
- (三) 政府資産の処分
- (四) 農地制度改革
- (五) 引揚民の國民生活への編入
- (六) 日本商船の運用
- (七) 日本社及び地木社の解散
- (八) メーデー決議

第六回対日理事会日本漁業地区の暫定的拡張を決定

十二日の対日理事會では日本漁業地区の暫定的拡張を決定した。従来太平洋方面に於ける日本漁船の操業区域は北緯二十六度東經百二十三度の線(千島南端)を基点として地帯去岸距離凡そ五百哩以内で認められて居たが、今回これを千二百哩迄拡張され、又東支那海、日本海方面もかなり拡張されることとなり、従來の許可区域の約四倍以上に拡張される訳である。

極東委員會中間賠償計畫決定

極東委員會は十二日の會議で鉄鋼火力発電及び化学工業に対する対日賠償計畫案を決定し、左の限度以上の生産施設は總て賠償に充当されることとなつた。

一、鉄鋼業—鋼塊年産三百五十万屯及び銑鉄年産二百万屯

二、化学工業Ⅱ塩素年産七万五千吨、ソーダ灰年産六十三万屯、苛性ソーダ年産八万二千五百屯

三、火力発電Ⅱ二百十キロワット

尚右に關しマツコイ議長は記者団に対し左の談話を発表した。

本日の決定によつてポーレー氏の間賠償報告中に列挙された工業部に対する措置は全部きまつた訳である。もつとも賠償問題分科委員会はポーレー報告書に入つてゐなかつた他の工業施設の間賠償撤去についての勧告案を目下審議中である。審議がまゝり次第この勧告案は速かに本委員会に上程されることゝなり。本日の決定事項左の通り。

▽製鋼業 年産三百五十万トンを超える鋼塊生産能力を直ちに賠償の対象としてふりむけることに決定した。日本に残すことに決定した年三百五十万トンの生産能力は日本の平時経済をまかなつてゆく上に十分であらう。銑鉄生産施設については年産二百万トンを超える部分を直ちに賠償にあてるべきだとの結論に達した。

▽化学工業 クロームも年産能力は約七万五千トン苛性ソーダは八万二千五百トン、ソーダ灰は六十三万トンを限り許す。それ以外の生産施設はすべて賠償にあてるべきである。

▽火力発電施設 火力発電能力については中間賠償計画に基き減少する筈の日本国内の需要に應ずる程度に引下げらるべきで、本委員会では暫定的に発電能力を二百十キロワットに置いてゐるが、これは聯合軍總司令部によつて検討される事となつてをり、右水準を超過する火力発電力は賠償にあてられるべきである。日本に対し賠償請求権をもつ各国は賠償にふりむけるべき工業につき具體的なりストを準備してゐるが、最終の決定は極東委員会が慎重に日本の平時經濟維持の必要を検討したのち、くだすことになつてゐる。

なほマツコイ議長の顧問の一人がみたところでは以上の数字は他の工業の場合と同様最高限を示したもので日本に許さるべき經濟の水準があつてなつてきめられてからその残置さるべき生産力の数字が切下げられることもあり得るといはれる。

極東委員会対日賠償範囲拡大声明

極東委員会は二十日の會議で民間所有にかゝる軍需工場も賠償対象に含ましめる賠償方針聲明を満場一致で可決した。極東委員会のさきに發表した聲明では武器製造工場については国有工場のみが賠償の対象とされていたがその後の研究により右の指令に該當しない多数の中小工場のあることが発見され範圍をこの部類に拡大したものである。尚戰時中には補助的役割を勤めたが容易に民需方面に轉換し得る工場施設は撤去の範圍から今後の措置決定迄除外される。

ポ大使内地発電設備の早急滿洲移駐方聲明

米國賠償委員ポーレー大使は二十一日内外記者団と会見撫順及び阜新その他の重要炭鉱地区の被害よりの收拾の爲内地発電設備の一部を早急に滿洲に移駐すべしとマ元帥に勧告せることを聲明した。

ポーレー氏賠償計画による工業機械の積出に關し記者団に發表

日本よりマニラに到着したポーレー賠償調査團長は二十四日印度へ向ふに先立ち記者団と会見、賠償計画による工業機械の第一次積出は一ヶ月以内に行はれやうと左の如く語つた。

東亞の解放諸國民を經濟的奴隸状態から解放するため中間賠償計画に基き賠償物件である日本工業機械の第一次積出しは三十日以内に行はれることにならう。この場合割当は比較的必要度の少い大國よりも必要度の多い小國のために十分考慮されねばならない。賠償問題の商議が競争意識から争奪の中心になりかけてゐる傾向があるがこれでは結局日本から最大の損害を蒙つた國民たちに無益で悲惨な經濟的損失を招くことになる。

ポーレー氏賠償原則の成案に關する聲明書發表

ポーレー大使は対日賠償原則の成果に關し二十一日左の通り聲明書を發表した。

極東委員会は予が昨年十二月提出した中間報告中の最終勧告を満場一致可決した。聯合國が賠償問題を解決するに當つて用ひこの報告の注意を払ふことは極めて必要な事である。

第一次大戰後賠償の基礎となつた基本原則は誤つたものであつて、其結果賠償

取立ての凡ゆる努力は水泡に帰し、聯合國は独逸から賠償金を取立てるためその工業を復興せしむべく結局巨額の資金を独逸に貸付けることを余儀なくされる結果になり、遂には独逸は借入れた資金も兵器工業の再建に使用し、第二次大戦に突入するに至つたのである。

以上とは正反対に現在の賠償計画は實際的な賠償原則に基いてをり、それは次の二つの好結果を収めるであらう。

一、日本から戦争遂行上必要な工業を剝奪し恒久的平和を保護すると共に
二、日本の侵略の犠牲となつた国々の工業復興を援助することとなる。

第一次大戦後の賠償計画が誤つた考へによつてゐたために賠償取立ての努力に長年を費して何等の成果も収めなかつた。これに反し現在の賠償計画は實際的なものであるため、僅か七ヶ月の短期間で極東委員会はこれを承認することが出来たのである。極東委員会の最終承認が次のやうな意味で日本国民に大いに利益を与へると云ふことも言つて置く値打がある。

即ち日本人は今や日本の工業力を概略見積ることが出来るやうになり、その結果 unnecessary なしに平和経済の設計を樹ることが出来るやうになるだらう。

聯合軍總司令部個人銀行勘定調査方指令

聯合軍總司令部民間資産管理は三日、日本政府に対しドイツ国籍人の名による一切の銀行勘定の報告方を指令した。

聯合軍總司令部十財閥の個人財産制限指令

聯合軍總司令部は四日鮎川、浅野等の十財閥に制限令を下した。右は先に解体令を発せられた四財閥の場合と同じく各財閥所屬の個人の財産に關し制限を加へるものである。指令要旨及十財閥個人投資額及十財閥支配下持株会社は左の如くである。

A、指令要旨

一、日本政府は鮎川、浅野、古河、川崎、松下、中島、野村、大河内、大倉、渋沢各財閥家族員に対し家族の動産、不動産の売却贈与、譲渡移転を禁止すること（証券その他所有権、負債又は支配権を表示するものを含む）

一、日本政府は五月十五日現在の各家族の有する財産、証券、手持現金、預金、

政府公債全部並に一九四五年一月一日以降の各家族の商取引については向ふ十五日以内に報告書を總司令部に提出すること

一、各財閥家族員は生計費及び納税用の資金のみ使用を許可されるが支出額は毎月予算を立て總司令部へ提出しその承認を求めること

B、個人投資額

一、浅野財閥、浅野総一郎以下十六名、個人投資総額千二百五十四万円

一、中島財閥、中島知久平以下五名、個人投資総額七千六百一十七万円

一、川崎財閥、川崎芳熊以下二名、個人投資総額五十三万二千元

一、古河財閥、古河從純個人投資額四千六十五万七千元

一、松下財閥、松下幸之助個人投資額二千七百七十二万七千元

一、鮎川財閥、鮎川義介六十五万六千元

一、野村財閥、野村惠三以下四名個人投資総額七千六百八十七万四千元

一、大倉財閥、大倉喜七郎以下四名個人投資総額五千五百五十七万五千元

一、大河内財閥、大河内正敏個人投資総額三十九万五千元

一、渋沢財閥、渋沢敬三以下四名個人投資総額五百三十五万六千元

C、關係持株会社

浅野本社（浅野家）富士産業（中島）古河鋳業（古河）川崎重工業（川崎）松下電器（松下）日産（鮎川）野村合名（野村）大倉鋳業（大倉）理研工業（大河内）渋沢同族（渋沢）

聯合軍總司令部郵船・商船・山下汽船及び其の關係会社を制限会社に指定

聯合軍總司令部は六日日本郵船大阪商船山下汽船の三大海運会社及其の關係子会社を制限会社に指定した。制限会社名左の通り。

日本郵船（内地所在子会社） 中國造船、東九州造船、函館港運、港運出資組合、広島港運、日本近海汽船、日本護岸船、海瀆造船、関東食糧工業、紀州造船、共栄タンカー、日東海運、岡田商船、大阪海運、小樽港運、正福汽船、昭和運送、徳島工業、東京船舶食糧、雲仙造船、山本汽船、郵船近海機船

（外地所在子会社） 台湾産業、朝鮮郵船、南洋海運、日支運輸、日東運輸、東亞海運、高雄港振興、高雄交通

一、日本政府は五月十五日現在の各家族の有する財産、証券、手持現金、預金、

經濟情勢調査(その一)

大阪商船 (内地所在子会社) 北海機船、報国近海機船、報国造船、帝國船舶、

國際機關製造、日本海汽船、木谷組建築、國際ビル、舞鶴振興、海上旅行社、

都ホテル、中川汽船、日清汽船、日東汽船、小倉汽船、海外工業、大阪ビル、

大阪汽船、関口汽船、玉井商船、富島組建築、土佐商船、西日本汽船

(外地所在子会社) 惠須取荷役倉庫、花蓮港荷役倉庫、京仁商船、朝鮮近海運

輸、南進海運、清津海陸工業、南日本汽船、台北運輸

山下汽船 (内地所在子会社) 東海運、中京海運、扶桑海運、浜田鉄鋼、阪神築

港、国洋汽船、興運汽船、浪花海運、日平工業、扇橋燃料工業、昭和工業、太

平汽船、東洋サルベージ、浦賀船渠、宇和島造船、山下近海機船

(外地所在子会社) 日泰海運、山下会社(英)、山下船舶(米)、山下船舶(濠)、

山下特殊帆船、山下汽船合資(大連)

戦保特殊預金引出制限に関する指令改訂

聯合軍總司令部は八日附指令で従来生活費として月額三百円乃至五百円、日用

品購入費として一世帯当り千円、家屋建築修繕費として五千円までを戦争保険の

特殊預金から引出すことを認めてゐた一月二日附の指令を撤廃し、新たに民需生

産に必須な工場復興又は個人住宅再建の場合に限り一人一万円を限度として特殊

預金か封鎖預金へ振替へることを認めるやう指令した。

聯合軍總司令部大紡績会社十三社及子会社二百六十四社を制限会社に指定

聯合軍總司令部は東洋紡を初め紡績会社十三会社及び二百六十四の子会社を制

限会社に指令した。制限会社に追加された会社名は次の通りである。

東洋紡績、大建産業、鐘淵工業、大日本紡績、那是工業、内外紡績、片倉工業、

富士瓦斯紡績、敷島紡績、帝國紡績、日清紡績、倉敷紡績、日本毛織

尚今回の措置と同時に次の四会社も監督工場に指定された。

大和工業、帝國紡績、東洋棉花、東津レーヨン

聯合軍總司令部日証特殊勸定管理方指令

聯合軍總司令部は昨年十二月の指令に依り凍結中の日本証券取引所の特殊勸定

を清算の為閉鎖銀行管理委員会の管理下に置くやう指令した。

三月末民需生産轉換状況及隘路調査

三月末日現在商工省調査に依る軍需工場の民需生産轉換状況及隘路は左の通りである。

A、軍需工場民需轉換進捗比較

| 調査工場一、七三五 | 二十年十一月末 | | 工場数 | % |
|-----------|---------|-----|-----|-----|
| | 許可済 | 申請中 | | |
| | 三〇七 | 八〇八 | 四一七 | 二四二 |
| | 一四三 | 一六三 | 一七一 | 七六〇 |

| 調査工場二、八八六 | 二十一年一月末 | | 工場数 | % |
|-----------|---------|-------|-------|-----|
| | 許可済 | 申請中 | | |
| | 一、四九九 | 一、八四五 | 一、一三三 | 二二二 |
| | 四二九 | 四二九 | 一三三 | 一九二 |

| 調査工場三、一〇〇 | 二十一年三月末 | | 工場数 | % |
|-----------|---------|-----|-------|-----|
| | 許可済 | 申請中 | | |
| | 一、九四四 | 七二五 | 一、九三三 | 二六三 |
| | 二二五 | 二二五 | 三三三 | 八六三 |

轉換工場操業状態

| 業種別 | 工場数 | 操業工場 | 操業率% |
|------|-----|------|------|
| 繊維工業 | 二五 | 一九 | 七六 |
| 輸送機器 | 四三八 | 三四六 | 七九 |
| 電気機器 | 三〇四 | 三三七 | 七八 |
| 産業機械 | 四八四 | 三七六 | 七八 |
| 農耕機器 | 二一〇 | 一六三 | 七八 |
| 精密機器 | 一二七 | 九三 | 七三 |
| 土木建築 | 七二 | 四九 | 六八 |
| 日用品 | 三〇二 | 二四三 | 八〇 |

| | | | |
|------|-------|-------|-----|
| 加工々業 | 四二〇 | 三三三 | 七七 |
| 其他工業 | 二 | 二 | 一〇〇 |
| 合計 | 二、三七四 | 一、八六一 | 七八 |

| ▽地方別 | 工場数 | 操業率% |
|------|-------|------|
| 東 北 | 一〇七 | 八三 |
| 関東信越 | 五一〇 | 七四 |
| 東海北陸 | 四八 | 八三 |
| 近 畿 | 二〇〇 | 七四 |
| 中 国 | 三四 | 八四 |
| 四 国 | 一一 | 九〇 |
| 九 州 | 二二七 | 八六 |
| 全 国 | 一、一三五 | 七八 |

(備考) 北海道地方は含まず

(尚調査工場数と業種別工場数合計との差は業種別工場数が一工場につき二工場にまたがることのあるためである)

B、(単位工場)

▽民需生産転換隘路調査(三月末工場数一、一三五隘路存在数一、九六六)

- 一、資材難：五割七分
- 資材の偏在五、資材の不足入手難五〇三、副資材の入手難二四六、石炭コークス油入手難三五〇、電力供給不円滑一九、計一、一二三
- 二、設備難：一割一分
- 疎開機械未整備一二、戦災復興未了二五、破損修理未進捗二五、設備機械の未整備七九、機械工具試験器の不足七一、聯合軍進駐四、計二一六
- 三、経理難：九分
- 賠償、補償未決定一〇、資金経営難一五一、物価不安定二〇、会社整理未決定一、計一八五

国内経済調査(上) 昭和二十二年四月—六月

四、労務難：【欠】

- 労務者補充難一〇二、女子労務不足三、熟練工経験工の不足七八、宿舍、食糧難三三、生活苦に基づく勤劣不良四八、計二六四
- 五、輸送難：四分(八四工場)
- 六、受注不確定：〇(三工場)
- 七、外注難：三分
- 協力工場難一五、部品入手不円滑三五、計五〇
- 八、其他：二分(四一工場)
- 炭鉱争議件数
- 石炭統制会では昨年十月より本年四月迄の炭鉱争議件数並に要求事項を調査中の処今回完了其の結果を発表した。調査の結果左の如し。
- 一、争議延鉱数 一一八鉱
- (1) 地方別
 - 北海道 五五鉱
 - 常 盤 二二三
 - 九 州 四〇
 - (2) 罷業実施 三七
 - (3) 生産管理実施 七
 - (4) シ 実施中 一三
- 二、罷業延日数 二〇四日
- 三、生産管理延日数(統行中のものを除く) 五七日
- 四、主要要求事項
 - 賃銀引上 九五件
 - 食糧増配 一九
 - 配給物資増配 七
 - 労働時間短縮 二
 - 休暇要求 五
 - 経営参加 二六

一二五

団体契約

二〇件

四月末全国労働組合状況

厚生省調査に依る四月末全国労働組合組織状況左の如し。

一、届出組合数

七、六八一組

一、組合員

二、七九八、八〇五人

一、単位組合より産別企業別整理をなしたもの

▽産業別Ⅱ新聞通信出版印刷、映画演劇、鉄鋼電気産業、炭鉱、電気工業、日

発、車輛、化学、金属、日赤医療、国鉄、日通、通信、海員組合

▽企業別Ⅱ岡本工業、松下、大同製鋼、小野田セメント、大日本紡績、日清紡、

関西電気、配電会社、大日本麦酒、日本生命、東宝

一、総同盟系の指導下にあつて地域聯合体(府県単位)を結成する組合Ⅱ北海道、

宮城、福島、群馬、埼玉、東京、神奈川、岐阜、愛知、新潟、滋賀、

京都、大阪、兵庫、岡山、愛媛、高知、佐賀の十八県

一、共産党の指導下にある地域労働組合協議会を結成する組合Ⅱ北海道労働聯盟

に属する一一七組合九万人をはじめ岩手、秋田、福島、埼玉、千葉、

静岡、三重、京都、大阪、東京、高知、各府県の外に地区労働協を組織

してゐるもの三原(広島)、下関等がある。

一、社共の何れにも属するもの中立と地域聯合体を組織する組合Ⅱ青森(地

方労働、宮城(労働)、山形(労働)、茨城(労働)、栃木(労働)、群馬(労働)

協)、山梨(労働)、岐阜(労働)、愛知(労働)、新潟(労働)、富山(労働)

協)、石川(労働)、長野(地方労働)、島根(地方労働)、徳島(労働)、

佐賀(労働)、熊本(労働)、大分(労働)

その他地区別に労働協を結成せるもの宇部、防府、周東(以上山口)等である。

厚生省賃銀調査実施

厚生省では現下の賃銀実態を明かにし標準賃銀の設定等今後の給与改善に資する為左記要領に依り終戦後初の賃銀調査を実施することとした。

一、調査は地域別、規模別、事業別等の凡ゆる観点から給与状況を正確に把握する。

一、調査時期は六月中の賃銀、給料及び各種手当、賞与などである。
一、調査の対象は常時三十人以上の常備者(労働者、職員)を雇傭する工場、鉱山事務所その他事業所(公共団体を含む)もので全国約六万と推定される工場、事業所のうち一万五千を対象として調査を行ふ。

一、調査方法は事業所と個人の二種類に分れ、事業所調査では産業分類表に基づく事業の種類及び規模、勤労者数、総就業日数、支払給与計、定期、臨時、賞与及び実物給与などで更に個人調査では年齢別、勤続年数別、就業時間及び日数、給与(基本給、家族手当、その他給与)と賞与に分類して調査する。

厚生省労働省機構案決定

労働省の新設につき厚生省では十一月その具体案に慎重な検討を重ねた結果、原案を局長会議で決定した。構想大略は左の通りである。

労働省を六局とし現在の勤労局を職業局として勤労行政の一元化を図り、失業問題を中心とする六課を新設、全国勤労署を拡充強化する、更に従来の労働局を労働保護局、婦人児童局、船員局、調査局、労政局の五局を設け労政局では主として争議調停問題を扱ふ。

厚生省勤労者給与速報第二回統計発表

厚生省は第二回(五月分)勤労者給与速報を左の如く発表した。(単位円)

| 業種 | 労働者 | 職員 | 員 |
|---------|--------|--------|--------|
| 金 属 | 男子 六八四 | 女子 三〇〇 | 男子 八〇六 |
| 機 械 器 具 | 男子 五九二 | 女子 三〇九 | 男子 七〇八 |
| 化 学 | 男子 六五三 | 女子 三〇〇 | 男子 八〇五 |
| 窯業及土石 | 男子 五五三 | 女子 二一八 | 男子 七〇一 |
| 紡 織 | 男子 六一六 | 女子 二五二 | 男子 八四七 |
| 食 糧 | 男子 四八七 | 女子 一七四 | 男子 七〇一 |
| 地方鉄道 | 男子 四三二 | 女子 三〇九 | 男子 五二三 |
| 軌 道 業 | 男子 四八九 | 女子 三一 | 男子 五五七 |
| 物品販売 | 男子 三六二 | 女子 二二五 | 男子 六三三 |
| | | | 女子 二五九 |

銀行及保険業 五七三 三二七 六四九 二七四

第二四半期鉄道貨物輸送計画

運輸省では二十八日第十七回鉄道輸送協議会を開催昭和二十一年度第二四半期鉄道貨物輸送計画を審議決定した。実施要領次の通り。

一、主食糧は勿論一切の食料品は徹底的出貨を慫慂し絶対輸送確保を図り、生鮮食料品の輸送は夏期気温上昇にも鮮度と品質低下を来さぬ様に重点的考慮を払ふ。

一、石炭は絶対輸送確保を図る。

一、進駐軍用兵舎と將校用宿舎資材の輸送確保を図る。

一、国民生活必需物資、復興用資材、生糸棉花など輸出入物資の輸送確保を図る。

昭和二十一年七月——九月

財界概況

六月下旬より開会中の第九十回帝國議會は、帝國憲法改正案を首め、本年度一般會計改定予算案、補償打切に伴ふ諸法律案、財産税法案等幾多重要法律案の審議を続行中なるも、何れも未曾有の変革を伴ふ關係上、既に会期の延長三回に及びたるも、今尚審議終了せざる有様である。此間生産の停滞ストックの消耗は顯著なる事実であり、殊に食糧の絶対量不足は大都市に於ける慢性的遅配欠配を惹起し、相次ぐ公定価格の引上と相俟つて、生計費は著しく膨脹し、新物価体系は設定後半年に満たずして早くも破綻を曝露するに至つた。

一方、財政支出は一般會計改定予算にも見受けらるゝ如く實質的に巨額の赤字を来し、預金引出と共に通貨増発の根源をなしてゐる。即ち日本銀行券発行高は、七月中七十億圓、八月中七十八億圓、九月中六十九億圓の各増発を示し、九

月末には六百四十四億圓と金融緊急措置実施当時の最高発行高を上廻るに至つた。

茲に於て政府も懸案の軍需補償其他各種の補償打切り並に之に伴ふ擬制資本処理断行の方針を定め、八月十一日先づ金融緊急措置令施行規則の改正を行ひ、封鎖預貯金を第一、第二に両分すると共に、同月十五日金融機関並に会社の各經理応急措置法を制定し、補償の打切りにより打撃を蒙るべき会社並に金融機関の資産負債を不取敢新旧両勘定に分離する事としたが、九月下旬に至り戦時補償特別措置法、金融機関並に企業各再建整備法の三法律案の議會提出を見るに及んで、戦時補償の實質上の打切り並に之により生ずる企業並に金融機関の特別損失の補填方法が明確となつた。

金融概況

七月に入り六月の事業資金引出、停止の措置に引続き、個人封鎖預金に対して何等かの措置が採られるであらうとの噂が流布せられ、此の爲め生活費の引出、貸銀給与の支払は例月にも増し上旬中に錯綜する有様であつたが、中旬頃からは更に軍需補償の全面的打切に関する流説が弗々伝へられ、預金に対する不安感は一層濃厚となつた。之に伴ひ七月から八月にかけて株式の購入、生命保険の払込等の爲めの預金の引出、或ひは自由預金の引出等預金の逃避傾向がかなり顯著に見られた。一方、貸出は六月二十日に行はれた封鎖預金からの事業資金引出停止の措置の影響が更月後現はれて、七月中市中銀行筋の掌控態度にも拘はらず相当の増加を示した。

此の結果市中金融は窮屈を免れず、本行貸出も七月中大銀行を中心として相当増加した。

八月に入るや愈々補償打切に対する暫定的措置として十一日に金融緊急措置令施行規則の改正が行はれ、預金は同日を以て第一及び第二封鎖預金の二に区分せられることとなり、又十五日には金融機関經理応急措置法及び会社經理応急措置法が公布せられ、同法に指定せられた金融機関及び会社は八月十一日現在を以て資産及び負債を新旧両勘定に区分することとなつた。之等法令を廻る動搖は八月